

第 2 回阿蘇市議会会議録

1. 平成 31 年 2 月 28 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 平成 31 年 3 月 18 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 平成 31 年 3 月 18 日 午後 3 時 06 分 閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 阿蘇市議会議場

6. 出席議員及び欠席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
5 番	立 石 昭 夫	6 番	竹 原 祐 一
7 番	岩 下 礼 治	8 番	谷 崎 利 浩
9 番	園 田 浩 文	10 番	菅 敏 徳
11 番	市 原 正	12 番	森 元 秀 一
13 番	大 倉 幸 也	14 番	田 中 弘 子
15 番	五 嶋 義 行	16 番	藏 原 博 敏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	河 崎 徳 雄	20 番	湯 浅 正 司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	吉 良 玲 二
土 木 部 長	阿 部 節 生	教 育 部 長	市 原 巧
総 務 課 長	村 山 健 一	福 祉 課 長	本 山 英 二
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	建 設 課 長	中 本 知 己
財 政 課 長	山 口 貴 生	教 育 課 長	日 田 勝 也
農業委員会事務局長	園 田 達 也	税 務 課 長	藤 井 栄 治
ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	古 閑 政 則	人 権 啓 発 課 長	下 村 裕 二
まちづくり課長	荒 木 仁	阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝 文
波 野 支 所 長	加 藤 勇 二 郎		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	山 本 繁 樹
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 発議第2号 阿蘇市一の宮町地区の交番設置に関する意見書の提出について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

先日申し上げましたが、一般質問の所要時間が45分と決められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営にご協力をお願いしたいと思います。

傍聴席の市民の皆さんにも傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等につきましてはご遠慮いただきますようご協力をお願い申し上げます。

これより順次一般質問を許します。

5番議員、立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） 皆さん、おはようございます。5番議員、立石昭夫です。通告書に従いまして質問をさせていただきます。ご答弁、よろしくお願いします。

まず、1点目の質問ですけれども、国道57号の北側復旧ルートの全面開通を見据えて、市のインフラ整備についてということでお尋ねしたいと思いますけれども、ご存知のとおり、来年には北側の復旧ルートが全面開通の予定であります。そうならば、国内外から多くの方が訪れるようになると思われます。そこで、阿蘇市の受入体制ですが、インフラ整備として、

まず道路の整備が急がれると思うわけですが、本年度の道路の市道の整備計画はどのようなになっているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えいたします。

平成 31 年度の道路整備事業の計画といたしましては、幹線道路及び集落内の拡幅改良工事を数件及び維持工事では社会資本整備交付金を利用しました舗装等の整備を計画しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5 番（立石昭夫君） 予算書の中で、本年度の予算ですけれども、道路維持費で約 2 億 5,000 万円、道路新設改良費で約 1 億 5,000 万円程度という、合計 4 億円ほどの道路整備に関する予算でありますけれども、これからインフラ整備を進めていく上では、阿蘇市の限られた予算の中での事業であるとは思いますが、もう少し予算を上げて道路整備にあたっては思うんですが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員おっしゃるとおり、インフラにはどれだけ投資してもやりきったということはございませんが、阿蘇市の財政のバランスも考慮されて、当初予算的には配分されているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5 番（立石昭夫君） 限られた予算の中で地域住民の方々がある程度納得されるような道路の整備計画もしてもらいたいと思いますけれども、これからまた補正予算等も組まれるかと思うので、その点も踏まえて、インフラの整備に極力努めていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 予算要望を行っていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5 番（立石昭夫君） 次に、先月発生しました、たしか 2 月 6 日だったと思うんですが、市道内牧幹線の 4 号線で発生したんですけど、道路の陥没事案がありました。直径大体 30 cm ぐらいですかね、深さが約 1m ほどあったと思うんですが、どのような原因で発生したのか、またその対応をどう取られたのか。今後、またそういった事案が発生しかねないのか、その辺をお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） ご指摘の路線、内牧幹線 4 号線の陥没、通報がございまして帯屋電気前道路付近で 2 箇所、同時に発見いたしております。両方とも腐食した丸太が埋まっております、そこに舗装、土砂が食い込んで路面が落ちたものと思われます。これは、当時、県道でございまして、歩道の内側に木柱の電柱がございまして、電柱の地面から上を切って道路を広げたという状態でございます。旧県道となりますと角萬の前か永田商店まで 2 km ぐらいございますので、同じような状況が他のところにもあるのではないかと考えられま

すので、今後注意深く状況を確認して行って、適時対応してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） あそこも県道だったということで、改良工事等が行われて、もう大體拡幅されてもう50年ぐらい経過しているんじゃないかと思うんですけども、昔の電柱の木柱が数件立って、木柱ですので大體30m間隔ぐらいで立てたんじゃないかなという感じがするわけですけども、私もちょっと見てみますと、ローソンの前あたりもそういった形跡も見られるような感じがあるわけですね。ずっとその道路脇に大體30m間隔ぐらいにちょっとずつそれらしい陥没しそうな感じのちょっとへこみがあるところが数点見られたわけですけども、今後、注意深く観察してもらって、適宜に対応をしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員おっしゃるとおり、30m間隔ぐらいかなと私も思っておりますので、注意深く観察していきたいと思っておりますし、また先ほど申し上げました社会資本整備総合交付金事業におきまして、舗装工事を計画している路線の1つに内牧幹線4号も入れておりますので、当事業を利用して改修も進めてまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） よろしくお願ひしたいと思います。内牧幹線4号線は、内牧温泉街の西側の入口になる重要な道路だと思うんですけどね。その点、今、水道工事も行われておりますけれども、新橋から広町あたりまでの道路というのは、非常にもう舗装の状態が悪いようなところが見受けられます。特に新橋から山王閣前あたりが特につぎはぎだらけみたいな感じになっています。そういったところで、重要な内牧温泉街の入口でもありますし、観光客も訪れる、さらに内牧中央線はきれいな舗装に仕上がりました。やっぱり、先日五嶋議員も言われましたように、車で通っていると気分がいいんですよね、新しい道を通るときは。やっぱりそういったこともありますので、できるところからでもいいと思いますので、その辺の改良工事は計画できますか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員おっしゃられた路線につきましては、内牧市街地の幹線道路、市道としても幹線道路として位置づけておりますので、計画的に整備してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） 計画を進めるということで、よろしくお願ひしたいと思いますけれども、新橋からローソン前の交差点までは、道路のほうがちよっと高くなって、U字溝のほう下がっているような状況なんですね。大雨のときには宅地に水が流れ込むという苦情を何軒も聞いておりますけれども、あのあたりのU字溝は両方に入っているような状況ですけども、かなりやっぱり側溝自体も古くなって、蓋もずれて幅の広いところもあって、何か子どもの足だったら落ち込むんじゃないかなということで、去年もちょっと補修をしてもらった点もあったんですけども。せつかく工事をするのであれば、道路側溝のほうも併せ

て改良計画を立てていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 当社会資本整備総合交付金事業におきまして、側溝のほうも一緒に整備できるとお聞きしておりますので、一緒にやっていきたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） よろしくお願ひしたいと思っています。

次に、傷んだ道路等の改修計画ということでありますけれども、熊本地震から約3年が経とうとしているわけですが、地震が原因と思われる道路の亀裂とかも、構造物、橋とかボックスカルバートが入っている横断ですね、そういったところの段差というのが、一回は何か補修させたところもあると思うんですが、補修した後がまた舗装が剥がれて段差ができていようなところが多々見られるわけですが、今後の対応としてはどうされますか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 通常の道路維持関係につきましては、通常の予算におきまして舗装の老朽化や継ぎはぎが多く、補修の頻度が増加している箇所をピックアップしまして、舗装の対応を行っているところでございますが、何分広い管理になるものですから、広く浅くというのが現在の状況でございます。また、同様の要望がいろんなところから上がっております。一路線を集中してやりたいというのが山々でございますが、集中する場合は、補助事業を利用して整備してまいりたいと思います。前回は立石議員から陥没とか段差の質問がございまして、現在発注を行っておりますが、請負業者の段取りから申しまして4月中にその段差改修に入るということをお聞きしています。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） 3名いらっしゃるんですかね、巡回して補修とかされている方は、4人ですか。4人ということです。前までは3人だったということです。その方たちもやっぱり市内管内、かなり広いですから、回るのも大変だろうと思いますけれども、やっぱり補修が何か、塞いだけれども、1箇所もするとまたほげていっているという感じで、あの辺、何か合材関係もあるのか、その前に油をふくとかあるわけですが、そういった手順というのは立派にやられているんですかね。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 技術的には、油、瀝青材塗って、それから加熱ですね、温度が高い舗装合材をもってきて補修するというのが一番です。又、雨のときにふせたアスファルトがはげやすいので、雨でも利用できる常温の合材あたりを利用したりもしますが、またそこがはげていくというのをくり返しているわけですので、ある程度そのつぎはぎが広がってくれば、加熱舗装で最終的にはやっていくという状況でございます。4名の作業員さんもそれぞれ技術をお持ちで、今、ある程度まとまった舗装もできるようになっておりますので、今後また技術向上に努めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） 4名の方で大変だろうと思いますけれども、随時応急措置をお願いしたいと思います。課長、ありがとうございました。

続いて、マンホールのことで住環境課のほうにちょっと伺いたいと思うんですけど。まだまだ多くのところでマンホールとの段差が見受けられるわけですが、去年、私のほうで一般質問しましたが、その後、対応をどのように取られているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） おはようございます。ただ今の質問にお答えいたします。

昨年のマンホールの地震災害関連の補修でございますけれども、応急は危険度の高いものからさせていただいてしのいでいる状況でございますけど、ある程度まとまった復旧でございますので、補助等がないかというところ、起債事業として、財務局というところ、いろいろ調整をした結果、道路管理者でまとめてしたほうがいいということになりましたので、昨年から調査をしまして、道路管理者であります建設課で発注をさせていただいているところでございます。箇所数が多いのと、業者等の調整によりましてなかなか遅れておりますけれども、もう発注は済んでおりまして、現在、施工中で、年度をまたがった復旧作業になろうかと思っております。一応、対応はそれで進めているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） 今計画されているということでありますけれども、まだたくさん、そういった段差があるところがあります。議会のたびに専決事項でいろんな物損事故とか出ているような状況です。特に二輪車は転倒の可能性が多分に考えられるわけですね。その辺の段差が大きいところあたりから、順次、場所を確認させていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 下水道のマンホールに関しましては、幹線だけでも2,300箇所ぐらいございまして、これを一度に管理するというのはなかなか徹底できないところもございまして、いろいろ検討しているところでございますけれども、先ほど言いましたように危険度の高いものについては、応急的な措置をさせていただいています。マンホールの調整としまして、経年劣化が老朽化しているのもございますので、今年と来年度の補助事業でストックマネジメント計画というのがございますけど、それを策定しまして、ある程度改修という形で今後進めたいということで今検討しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） よろしく願いしておきます。ありがとうございました。

次に、J R 豊肥線の復旧状況についてということですが、先日、五嶋議員のほうから質問があった点なんですけれども、重複するかと思いますけれども、よろしく願いしたいと思います。

昨年12月の広報あそにおいて、J R 豊肥線の復旧事務所の所長との対談が掲載されとったわけですが、あれを見ますとJ R のほうも復旧工事を進めているということでありま

すけれども、あれを読まれた方は、少しは安心されたんじゃないかなという気持ちでおります。私もすぐ側に線路が通る沿線に住んでいる1人として、早く復旧したらいいなと思っていますところですが、現在内牧駅から東へ500mぐらいのところにあります水口の橋梁というのが去年3月末ぐらいで工事が終わりました、それから橋梁の前後300mか400mぐらいの間に盛り土部分の撤去も終わりました、今はもう完成しつつあります。本年度内で完成ということでお聞きしたんですけれども、工事関係者によりますと、4月から平成31年度の事業として、枕木の敷設、またレールの敷設に入ることでありましたので、また内牧駅から西のほうですね、下谷地区の盛り土部分の工事にも着手をしているような状況です。

このような状況を見ると、北側復旧ルートが開通する来年度、開通後には赤水地区、今2箇所、踏切封鎖してあるわけですが、それを明けると今の工事の進捗状況から見ますと、阿蘇駅から赤水駅までの運行再開が北側復旧ルート開通後には見通せるんじゃないかと自分なりに淡い期待を持って工事を見ているわけですが、その点、どう思われますかね。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今の質問でございます。そうですね、赤水まで復旧ルートが来て、踏切を道路で使わなくていい頻度になってきましたら、あそこも赤水までというのは、今、阿蘇駅までですけど、波野から来ている部分ですね、それを赤水まで延ばしてくださいというのは、それはもうJRのほうに要望はしていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） ある程度開通の時期が見えてくれば、今現在、内牧駅と赤水駅は駅舎が解体されている状況ですね。これ、時期がある程度見えてくると、駅舎の建設も考えなくてはいけないということになるかと思うんですが、その辺をJRの復旧事務所と連絡を密にして計画を進めていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今、所管が財政課のほうで駅の建設は、JRとの協議中でございますけれども、一応年度内、来年度内の整備を計画されているということではあります。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） JR九州の豊肥本線の復旧事務所というのが大津駅内にあるんですかね。そこと連絡を密にとって、今、どこまで工事が進んでいるとか、進捗状況とか、連絡を取り合っていて、市民の方に情報提供をやっていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 一番大事なことと思っておりますので、財政課、関係部署とそういったわかり次第、随時住民の方に広報するというのは気をつけていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、今、工事が行われている、工事の現場の近くの賀田2号踏切というのがあるんですけども、今度、枕木敷いて、レールを入れていく工事になるということで、ちょっと私も工事関係者の人とお話しさせていただいて、あそこの踏切が今非常に通りにくいような状況になっているわけですけども、もう地元区長からも要望があっているかと思えますけれども、踏切に接続する部分の道路改良ができるか、できないか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。現在、賀田踏切付近で線路、枕木等の工事が進められておりまして、ちょうどその踏切が前後の道路と比べて狭いというところで、拡張できないかというご要望、立石議員からも聞いております。それを受けて、先般、J R九州のほうにご相談に行きましたところ、拡張をするならば二車線の道路と併せて歩道を整備して、線路で立ち往生がないということが条件となるということで、それに係る費用が4,000～5,000万円かかりますが、その負担を全部市が負担するのであれば可能だということで答えをいただいております。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） 今、課長がおっしゃっているのは、駅の側の踏切のことかなと思うんですけども。私が言っているのは、賀田2号踏切といいまして、水口の地内にあります。そこは、ちょっと踏切が高くて、道路から踏み切りに差し掛かるところに、並行じゃないんですね。斜めにやって上って、斜めになって下るという、その辺の部分が道路を整備すれば真っ直ぐ渡れるような感じになる踏切なんです。その辺はどうですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 旧内牧駅舎の一個東側、2つあります。確かに踏み切り渡る時に、コンクリートの縁が飛び出ていまして、それが斜めになって曲がりにくいという状況もございます。今度、軌道敷きあたりの高さが変わるのであれば、それと併せて、若干でも真っ直ぐとか、広くしていただけないかというところをJ Rの復興事務所のほうにも、大がかりではなくて改善できんかということで要望してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5番（立石昭夫君） 先日、工事関係者に私が相談したときには、J Rのほうは何も問題ないということで、線路はそのままですね、踏切に差し掛かる部分の前後の道をちょっと改良するというのであれば、J Rのほうは何も問題ないということでありましたので、ついでにちょっと広く、先ほど課長が言われたコンクリートの縁があるわけですけども、あれをちょっと広めてもらうとか、そういった改良の工事をしていただければと思うんですけども、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 大がかりではない部分に対しましては、強くJ Rさんと、現場も立ち会って協議してまいります。

○議長（湯浅正司君） 立石昭夫君。

○5 番（立石昭夫君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思うんですけど。場所がわからんときは連絡してもらおうと、私も立ち会いに行きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 5 番議員、立石昭夫君の一般質問が終わりました。

続きまして、14 番議員、田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） おはようございます。14 番、田中です。通告に従いまして、質問をいたします。

まず、1 番目の山田小学校の閉校後の利活用はということですが、この件は 10 年前、旧阿蘇町 4 校と統合の話が出ておりましたし、私自身がメンバーでもありました。しかし、いろいろな事情があり、今回、4 月からの統合でうれしく思っております。教育課のほうで何かあれば、お答えください。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） おはようございます。ただ今のご質問についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、山田小学校の子どもたちは統合によりまして 4 月 8 日から内牧小学校のほうに登校するような状況になります。跡地となります山田小学校の校舎につきましては、3 月 15 日の終業式から必要とする物品等につきまして、随時内牧小学校の移転をしておりますけれども、授業のプログラム等により、早急に移転をしない部分については、キャビネットあたりと併せまして他の小中学校で必要とする部分もありますので、所管替えあたりを予定いたしておりますので、その部分が今年の 8 月までぐらいを内牧の管理として継続することにしております。施設そのものにつきましては教育委員会の管理となりますけれども、今後の利活用につきましては、阿蘇市の公有地活用に伴う庁内会議で利用について協議をしていくことになりますけれども、現在のところ具体的な利活用については決定をしていないという状況でございます。ただ、グラウンド及び体育館につきましては、社会体育施設としてこれまで同様対応していく予定にしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 少子化ということで、子どもたちのニーズも減りまして、学校が一つずつ閉鎖されていきますけれども、やはり複式ということになると、子どもさんに対しては、やはり地域の中では少子化になって子どもがいないと寂しいとか言われましたけれども、やっとな山田地区がこうなりまして、子どもたちはなじみが早いですから、喜ぶのか、ようわかりませんが、やはり今の子どもたちはそれになじむことが早い子どもたちだと思いますので、今後とも教育課、一緒になって、先生方と一緒に頑張っていただきたいと思っております。

まず今、部長も言われましたけれども、その後の体育館の利用とかは現状のままですということですので、地域の方にとってはいろんな催し等にも使えますのでよろしいかなと思っておりますけれども、他に何かありましたらお願いしますけど。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 一応、今言われましたように、今後はグラウンド、体育館については社会体育ということでございますので、当然、地域のスポーツやレクリエーション、地域行事に使っていただくという形で管理のほうをしていくところでございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 自分たちも、もう教育の現場から何十年と離れておりますけれども、少ない数の中で精いっぱい、いろんなこともあると思いますけれども、教育課全部、いろいろなことが今起こっておりますけど、頑張っていたきたいと思います。

一応、教育課の部分はこれで終わらせていただきます。

続きまして、子育て支援センターはどのように運営されているのかということでもありますけれども、これは昨日からこの件については数人の方が質問しておりますので、私から見たことだけをお話したいと思います。駄原にあるセンターは、私の子ども 3 人が駄原保育園として小学校に入学前の 2 年から 3 年間を預かっていただきました。長男が 45 歳になりましたので、その前から存在していましたから、多分古いと思います。以前、2 度ほどこの事業のことで質問したことがあります、そのときの福祉課長から、年間延べ 2,500～3,000 人が利用されていますという答弁がありました。まずは、建物の年数と過去の被害状況などをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

築年数につきましては、ちょうど 50 年ぐらい経っております。被害が平成 2 年の水害、平成 24 年の水害におきまして、床上浸水等の被害があっております。平成 28 年の熊本地震におきましても、壁等に若干の被害があっております。ただ、その都度、部分改修を行っている現状であります。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 部長からは、平成 24 年とか平成 28 年と言われましたけれども、私の 45 歳の長男のときに、おそらく平成に入っていたかなと思うんですけども、そのときにも大きい水害ではないんですけども、やっぱり一番低い低地ですから、もう浸かるのは承知のことで、保護者としていつも掃除に行ったりとか、いろんなことをやっておりました。一応そういうのがありますけれども、継続であれば、いろいろな事情がありまして継続になったように思いますが、手を入れる必要がありますし、期限制度もありますか。いろいろな保護者のことも、利用される方との意見交換があったみたいで、継続ということになって、一応改造とか必要があると思いますけれども、期間の、一応これから再開するということで年数的にはあるんですか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） やはり施設につきましては、52 年経っておりますので老朽化しております。今回の 3 月の補正予算で議決いただきました施設の点検委託、これをまず早急に行いまして、繰越事業になりますが、それに基づきまして、今後 6 月補正、9 月補正等で、

これは財政課とも協議を進めながら、優先順位というか、緊急度の高い分から改修のほうを行っていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） このことは、3 歳未満の子どもでもありますので、ほとんど歩く子どももいると思いますけれども、はいはいがいるかなと思うんですけれども、その床部分がもしも板張りであつたら、釘というかな、出たりするかもしれませんけれども、そういうのを、もちろん今回再生であれば、そのところの床自体は考えていただけると思うんですが、本当に年数的にこれだけ経っておりますし、自分たちがいつも浸水して、例えば大雨とかじゃなくても、ある程度雨が降れば浸水するところなので、一番身近なところで知っておりますので、その加減はどうなんですか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 河崎議員のときもちよつと申し上げましたが、いろいろな方法はあると思うんですよ。民設とか、公営措置とか。ただ、今、既存の経営を継続するという決定をいたしましたので、まずそれが安全に継続できるように我々は一生懸命行うということでございますので、その後、その施設をどうするかというのは、まずは利用者の方々と十分協議を行いながら、その時期が来たらある程度検討を進めていくという形ですので、今の段階で先どうするというのは、お答えすることはないです。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） はい、わかりました。昔というとおかしいんですけど、以前はやはり子どもたちが保育園に上がるというのは 3 歳、4 歳からですね、学校に上がる 2～3 年の間なんですけど、最近はこういうことを支援ということで国自体がこうなっておりますから、そももちろんいいことではありますけれども、やはり子育ての中で一番安全なこと、これが子ども中心になっていくときに、今の保護者も昔の保護者と違って、すごい強力的な言葉を発信するところもありますけれども、市が折れて、今回はですね、再開するようになっておりますけれども、本当に浸水するところであるということが、私の一番の懸念に思っているところでもありますけれども、もしもこれが生じたときには、やはり市の責任になるんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 平成 24 年以降、河川改修が行われまして、平成 24 年に匹敵するような雨も降っております。ただ、その後は浸水があつていないという部分で、そういう状況も若干変わってきておりますが、基本的には大雨の場合については、事前に情報がわかりますので、阿蘇市の子育て支援センターは全国の同程度の規模の職員数よりも多く 4 名配置しておりますので、そこは早目の避難というのは十分対応できると思いますので、そこら辺を徹底していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 新聞等で内牧の議員なつまらんと書かれましたので、本当に何だろうと思いました。私たちの的には、やっぱり心配をし、建物が新しくて本当に大丈夫かなと、

丸が付いていれば何も思わなかったんですけど、あれを見てがっかりしましたし、その誌面に載せた方の奥さんとも話しましたが、失敗したなど、もうちょっと早く言っておけばよかったなと思いましたけど、これもその人の一生懸命の、じいちゃんのほうですけど、一生懸命の孫さんに対する気持ちだったと思いましたので、今後ともいろんなことがあるかなと思いますけれども、その点は子育てのためですので、よろしくお願いします。

以上で、申し訳ないけど終わります。

続きまして、阿蘇医療センターの医療スタッフは適正な人員かということですが、これは看護師さんのお話になります。まず、全体で今何名なのか、年齢が 40 歳以上、それから 20 歳から 39 歳までをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 阿蘇医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。よろしくお願いします。

ただ今のご質問にお答えしたいと思います。現在の看護部の職員数は、常勤職員が 84 名でございます。それに熊本市市民病院からの派遣看護師が 10 名と、先ほどの常勤看護師の中に 18 名産休・育休を取っておる看護師がおるものですから、その補填として、先ほどの熊本市市民病院の看護師を雇用しているのもその理由なんです、非常勤の職員を 12 名雇用しておりますので、合計は、実働は 88 名で今やっております。

あと、年齢構成なんです、申し訳ございません、はっきりした具体的な数字は持っておりませんが、先ほど申し上げましたように、今、産休・育休の職員が 18 名ということで、全看護師の中の約 21%を占めるということで、かなり年齢構成としては若い看護師さんが多いということになっております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） このことを聞いたのは、何か私、いつも看護師さんは何名いらっしゃいますかということで合計は出てくるんですけど、その中身は把握しておりませんでしたので、休職中の 18 名とおっしゃいましたが、お産で休職されている方が何名いらっしゃいますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 産前産後 8 週の産休取得者は、今 1 名でございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） 私は、休職中の人が 18 名と言われましたので、その中でお産で休職しているかなと思ったんですね。お産の方はやっぱり 1 年は休みますので、そのことがその看護師さんにとって負担かなと思ったので、1 名だったので、あの休職中の方というのはどういふことで休職されていますか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 育児休暇取得です。1 年なんです、最長 2 年取られる方もいらっしゃいます。一つの理由が、子どもさんを預けるための、なかなか保育所の入所が、時期もあるものですから厳しいというのもありまして 1 年、場合によっては

2年の育児休暇を取得ということになっております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） そうですね。やっぱり、難しいなど、今ちょっと質問は難しいなと思ったんですけども、なぜ思ったかという、外来の場合はそんなにはないと思いますけれども、入院のほうが、これだけ1年間ぐらい育児のあれで休まれると、やっぱり入院のほうの看護師さんたちが大変かなと思うところがありましたので、ちょっとこの問題を提起したんですけども。それから、時間が、この休暇中の人のためにというとおかしいんですけど、やはり無理があっているような感じがしますので、例えば時間中に終われないとか、そういうのをちょっと耳にしましたので、そういう配慮はどうなっているんですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 当然ですけども、産休・育休の代替えといったしましては、今の対応は熊本市民病院からの応援として10名ですね。それと、非常勤の看護師、あるいは准看護師の資格を持っている職員を雇用してフォローすると。今、病棟が現在3病棟合わせて58名看護師を配置しております。正職はもちろんなんですが、先ほど言いました熊本市民病院からの応援看護師と、あと嘱託看護師の雇用ですね。少なくとも、日勤帯はもちろんなんですが、準夜帯、深夜帯ですね、そういったときに少ない人数ではありますが、確実な引継ぎを行って、くれぐれも安全上に支障がないように、そういった配慮はしております。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） 他の病院でもそうですけれども、看護師さん不足ということで、看護師さんたちももう訳なくどこでも入れますので、お金が高い方に異動しているという話もありましたけれども、医療センターとしては金額的なことは一応平等なんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 雇用条件については、他の自治体病院と遜色のないような初任給の位置づけと、仮に中途採用でも前歴計算をして採用しております。あと、せっかくなんですが、ちなみに、もちろん看護師不足はどこでも言われていることなんですが、病院としても現在、育成学校、専門学校とか大学とか、そういったところに出向きまして、ぜひうちにということをお願いをして、実績も上がっているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14番（田中弘子君） やっぱり看護師さんでも、やはり何と申しますかね、やっぱり何か難しいところがありまして、いろんな今、病院も看護師さんが不足してから、いろいろよその他県からも引っ張り合いがあっているみたいですので、医療センターが今ちょっとマイナス部分があるかなと思いますけれども、その点はしっかりやっぱり獲得するためには、平等に、一定にさせていただくといいのかなと思いましたので一応提案はしましたが、一応聞いてから安心しましたけれども、他に何かありましたら。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 今の点についてなんですが、看護師の確保に

については、できればやはり新採の、学校卒業して教育を含めて当院で初めてもらえばということで、今回4人採用できました。それもありますし、それというのも育成の学校のほうに出向きまして、そういったことでぜひうちでということで、そのもう一個前が、教育実習を積極的に引き受けておりますので、実は、いわゆる短大レベルの看護専門学校を卒業してうちに新採できていただくことになった方については、以前うちで教育実習を受けたと、看護実習を受けたということで来ていただいたということになって、ぜひこれも地道な活動がそういった活動につながればと思っております。

それと、一旦就職していただいた看護師さんが、これは他の職種もなんですが、離職をされないようにということで、結構国家資格をお持ちなものですから、離職率が高い職種が医療職でございますが、ぜひ一旦うちに就職していただきましたら、いろいろ創意工夫を施しながら、離職していただかなくてもいいように、スキルアップとか、資格取得の支援だとか、そういったこともやりながら定着化を目指しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 田中弘子君。

○14 番（田中弘子君） ありがとうございます。身近なところで、やっぱり一生懸命私たちのために働いていただけるお医者さんがいて、看護師さんがいて、本当にそこにありがたいと思っております。いろんな中で、甲斐院長も頑張っておりますけれども、なかなか、これは私言われましたけど、しっかり議員さんにも医療センターのほうに来てくれるようにと言われましたので、これは余談ですけど一応言っておきます。

いろんな中で、医療センターのことをいろいろと言われる人もおりますけれども、それなりに本当に病院の中に入っていきますと、看護師さんを飛びながら、廊下を走ったらいけませんとあれがありますけれども、そうして動いておりますので、その辺を男性はあんまり病院に行かないと思いますので、そういうところをちゃんと見ながら言っていたかないと、どこかに無理が来ますので、その点は議員一団となって病院に通ってその辺を見ていただきたいと私からの希望で、一応これで終わります。

○議長（湯浅正司君） 14 番議員、田中弘子君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 10 分後に再開したいと思います。11 時 5 分です。

午前 10 時 53 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、11 番議員、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番議員、市原でございます。先般の改選で3期目の当選をさせていただきました。これから4年間、また執行部の皆さんとおつきあいをしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、今回2点の質問をいたします。的確なる答弁を求めておき

たいと思いますが、まず第1点目、事故や事件が発生した際の議会への報告説明をどう考えているのかという点であります。最近、議会への報告・説明が報道よりも遅くなるという事例が発生しております。先般、全協の中で総務部長のほうで、総務部、または総務課のほうで議会への謝罪をされましたが、阿蘇山の事故、こういったことが起こった。そして、最初はそのら当然軽い簡単な事故だったのかもしれませんが、それが相手は外国の方だったということもあって、段々大きくなった。そして、我々に説明がなされる前に報道にまず話が行ってしまった、そういったことですね。部によっては、議会に先に報告をされる場合もあります。先般も教育部のほうは、いじめの問題を、多分新聞報道がなされると思うから、先に議員さんに報告をしますということで議会のほう報告がありました。そういったことが部の中で違うわけですね。そういったことを総務部長、どうお考えなのか。その点について、伺いたいと思います。答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

まず、懲戒処分の公表等につきましては、そのある程度一定の基準が示されておりますので、その基準に基づいて公表並びに議員各位へのご説明をさせていただいております。ただ、それ以外のもの、突発的な事件・事故が発生した場合、やはり個別に判断、そして必要に応じて議員各位への報告並びに説明、そして公表をこれまで行ってきたところでございます。

ただ今ありました11月7日に発生をいたしました山上D展望所の事故、これにつきましては、擦り傷と打撲であり、応急手当を山上事務所のほうで行ったところでございます。外国の方でございましたので、やっぱり言葉が通じないというのが一つあったかと思いますが、スマートフォンのほうの翻訳機能を使いながら、何とか意思疎通、身振り手振りでやったところです。結果的に応急手当を行った。そして、救急車の要請、当然、山上事務所としては万全のことでということで救急車の要請を行ったところです。しかしながら、相手の方、家族旅行中でもございましたし、大丈夫だよ、ノーサンキュー、ノープロBLEM、次の旅行地に向かいたい、そういったことでございました。私どもとしましては、軽微な事故、そういった判断のもとで報道機関はもとより、各議員の皆様方への報告を行っていなかった、そういったことが事実でございます。結果的には、2月の下旬でございましたけれども、3箇月以上経った後に新聞報道がなされております。実際こういうことになりまして、私たちとしましては、全員協議会の中でも申し上げましたけれども、非常に心苦しく思っております。議会軽視ではないか、そういったことでございますけれども、議会を軽視する意図、それは全く私どもございませんでした。ただ、状況によつての判断というのを今後見極めていきたい、そう考えております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 今、総務部長のほうからそういった状況説明ありましたけれども、先般の全協の中でも、今、総務部長が話をされましたが、議会軽視じゃないかという声がある議員から上がっておりました。今後、そういったことも含めて、やっぱりその判断を総務部のほう、あるいは各部で十分に判断をしていただいて、なるべく早く議会にも報告をす

るように求めたいと思います。

、総務部長、ありがとうございました。それからもう1点、15日の一般質問からずっと出てきていますけれども、子育て支援センターに関してであります。先ほど田中議員の質疑の中で、内牧の議員はつまらんと。ところがですね、報道のほうでは市議会議員が知っていて、それを市民に伝えなかったという報道がなされております。私はこの件については知らなかったわけです。報道に電話を入れました。これを担当されたのは誰かと言いましたら、昨日の担当者ですということで、当日の担当の方が話をされました。私は、市議会議員が全部知っていたように書かれているが、知らない議員がいたんですよ。だから、議会事務局、あるいは議員に状況把握をした後に報道をなぜしなかったのかということで抗議をしました。そのとき、担当された方が、既にこの件に関しては2、3名の議員から同じような抗議の電話が入っておりますという状況でありました。だから、よくよく報道機関にも、こういうことがあってもらっては困ると。ちゃんと事実確認を取った後に、小さな報道であろうが、やはり事実確認をした後にきちっと報道してほしいという要望を伝えておきました。あえてここで市民部長に聞きたいんですが、私はこの問題が発生をして、時系列でいろいろありましたけれども、これが今のような状況になったことをとやかく言うつもりはありません。今のような状況になって、ある意味よかったのかなと理解をしていますので、そのことを言うわけではありませんが、なぜ12月の議会で文教厚生常任委員会だけにこの問題を報告したのか。こういった問題が起こっているということを、やはり12月の全協もあったと思いますが、そういう中で議員全員に報告してほしかったなと思います。そういうことがなされていれば、市民の方がこういう報道、こういうことに出されたときに、私たちは知らなかったということを行うことができるわけですね。だから、その点について、市民部長、どうお考えなのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お答えします。

実際、発表のタイミングというのは、事案によって非常に難しいところもございますし、市民部の分につきましては個人的な部分も非常にありますので、そこはありますが、今回の件につきましては、一部報道等で載った記事というのは、実際、市がある程度の判断を決める内容の約1箇月ぐらい前の古い情報でございました。その関係で、議員の皆様には大変ご心配、ご迷惑をお掛けした点もあると思います。ただ、12月の議会で、まず私どもは所管の委員会に報告することが専決と思っておりましたので、文教厚生常任委員会にご報告をさせていただいたということです。実際、1月23日に最後の説明会を行っていましたが、それがこちらの考えとやはり乖離する部分が非常にあったということで、実際そのまま行うのであれば2月12日の臨時議会ですか、初めての議会等での、そのとき全協を開いて報告するという手もあったんですが、やはり方針を、市のほうも利用者の意見のほうを重要視しようという形で今回の決定になりましたので、こういう形になりました。さっき総務部長も言いましたように、なぜ委員会だけなのかと言われればそれまでですが、議会軽視という意図は全くございません。ただ、今回の件、ご指摘はご指摘として謙虚に受け止めまして、今後も議長

や所管の委員長と十分協議しながら、全体報告が必要な分については適切に対応していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 市民部長、ありがとうございました。今、総務部長と市民部長のほうからこの件について答弁をもらいました。今後、こういった事案についてはいろいろと執行部のほうで相談をしながら、議会の対応をするということでございますので、その点を強く求めておきたいと思います。やはり報道が先に来ると、市民の皆さんは、私ども議員はすべてを知っているんじゃないかと見られます。この件についてはどうなっているのと聞かれたときに、それに答弁ができないと、市民の皆さんから、先ほどの例ではありませんが、議員は何をやっているんだ、つまらんじゃないかという声が出てきます。そういうことを、やはり私どもも、そらつまらん議員かもしれません、一生懸命やっているわけです。その点を強く求めておきたいと思います。

それでは、2 番目の野焼きについてでありますけれども、15 日に五嶋議員のほうから野焼きについての質問がありました。重複をする点もあると思いますけれども、現在、野焼きというのは大変な作業であります。この野焼きによって、市民の中に命を失われた方も多数いらっしゃいます。そういった作業でありますから、当然、今、各牧野を調査しましたら、その日当というのが支払われているわけですが、ところが野焼きの日当が各牧野組合によってばらばらであります。農政課長に伺いたいんですが、その日当の支払いを農政部のほうで行っているのか。あるいは、その牧野単独なのか。その差があるのはどういうことなのか。その点について、答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、日当でございますけれども、市から直接関係牧野組合のほうに対しまして日当等の支払いはございません。ただ、野焼き等の原野維持管理活動に関しまして、多面的機能支払交付金を関係牧野で草原環境保全管理協定運営委員会というものを組織しておりまして、そちらのほうに市のほうから交付金を交付いたしまして、運営委員会のほうから活動組織交付金といたしまして日当、それから刈払機、軽トラ等の機械借上を含めました部分でお使いいただくよう、各牧野組合のほうにお支払いがされているという状況でございます。従いまして、各牧野のほうで用途のほうがそれぞれ取り組みを行っているようございまして、市のほうで、さっき申しました市の運営委員会でございますけれども、牧野組合で組織しております運営委員会のほうで取り決めといたしまして、日当といたしまして上限が 9,000 円といったところで取り決めがなされておるところでございます。

そういった中で、9,000 円を上限としてそれぞれの牧野組合のほうでお決めになっているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 今、市からの日当の支払いはしていない。しかし、多面的ないろんな補助金を、そういったものを各牧野組合に流しているということでございますので、ここ

でちょっと農政課長のほうに一つ要望しておきたいのは、非常に私が調査をした中で、その日当にばらつきがあるんですね。今、上限が 9,000 円という話でしたけれども、9,000 円、7,000 円、500 円のところもありました。できれば、非常にそういった補助金を出している以上、そういった会議の中である程度その統一をするような方向性を今後検討したらいいかなと思っていますので、その点、要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今、日当の額の統一化というご質問でございますけれども、この多面的機能支払交付金でございますが、原野の対象面積に応じまして、それぞれの交付単価が国・県、それから市のほうも 4 分の 1 ほど負担いたしておりますけれども、阿蘇市の原野に対する交付金の対象面積でございますが 9,300ha ほどございます。金額といたしまして約 4,500 万円程度でございます。これを 59 牧野に、それぞれの牧野の対象面積ごとに交付金として運営委員会を通じてお支払いをしているというところでございます。中には対象面積が非常に狭い牧野組合もございますし、また組合員さんも非常に多いところもございます。そういった関係でばらつきが生じているということでございます。当交付金を含めて、現在、中山間地域直接支払交付金も同じような部分で、草原維持、防火帯の整備あたりに交付金をお支払いしております。こういったものも十分牧野あたりにも交付しておりますので、工夫していただいて、そういった部分で均一化ができるような部分でお願いしたいということで、今後、そういう呼び掛けるような場があれば、そういったことをご説明させていただきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 今、呼び掛けをするということで答弁をもらいましたので、やはり野焼き、阿蘇市内、いろんな牧野がやっているわけですが、そこで片一方は 9,000 円だった、片一方は 500 円だった、お金が出てないとか、そういった話を聞きますと、非常に何かおかしいんじゃないかという疑問を持ちますので、そのあたりを強く求めておきたいと思えます。

それから、2 番目になりますが、作業の負担軽減対策の検討という部分については、15 日に五嶋議員のほうで車帰地区の牧野のほうでモデルケースをやっていると、そういう話を聞きました。非常に防火栓のモデルなのか、その辺はわかりませんので、そのあたりを、私もこの防火帯の問題とか、野焼き、いろんなことで作業の軽減ということを今後やはり本当に検討していく必要性というのを感じておりましたので、そういったモデルケース、どういったことがなされているのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 防火帯や野焼きを含めます草原の維持活動に対する作業といったものが、やはり一番の負担がかかるのが、やはりその防火帯を作成する作業が一番の負担になっているということでございます。また、組合員さんの高齢化によりまして、非常に作業のほうができないということで、各牧野のほうから声といたしまして、やはりその恒久防火帯ができないとか、実際一番多いのは山林を原野に戻せないのかといったところもござ

いまして、これについてはこれまでご説明いたしましたとおり、保安林については、その保安林の機能の目的がございしますので、それについては今回、樹種変更という手法を用いまして、防火帯機能に同様の機能を持ったそういう保安林の一部を帯状に樹種変更しまして、従来のそういう毎年の防火帯作業に出なくていいような部分の環境を、まずは実証的にやってみるということで、先般五嶋議員のときにご説明をさせていただいたところでございます。内容については、今申しましたとおり、帯状の、現在、そのスギ・ヒノキの部分耐火性、耐燃性の樹種、広葉樹でございしますが、に植え替えまして、広葉樹の生育にもあるかと思えますけれども、そういったものを実際実証実験ということで行わせていただきまして、防火帯に代わるものに、代替機能ということでそういう樹種変更を用いましてやらせていただきということで。

それから、恒久防火帯でございしますが、こちらのほうは急傾斜地とか、一部の部分で非常に鉄鋼スラグあたりを用いて、一部の部分を恒久的に施すといった点もございしますが、やはりその景観上の問題とか、そういったものも十分考慮する必要がありますので、こちらのほうについては、今後樹種変更の実証実験と併せまして実現、またはその事業化に向けて検討を引き続き行ってまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 課長、ありがとうございます。今、いろんな野焼きの作業の軽減ということで、対策を講じているという答弁をもらいました。やはり、草原を守るためには野焼きは必要不可欠の作業であります。それが高齢化によって、だんだんできなくなりつつあります。グリーンストックとか、ボランティアとか、そういったものに頼らざるを得ないような状況を何とか農政課のほうで対策を講じていただくように要望しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 11 番議員、市原正君の一般質問が終わりました。

続きまして、13 番議員、大倉幸也君の一般質問を許します。

大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番議員、大倉でございます。一般質問を行いたいと思います。

先ほど議長から昼間 4 人行こうということで提案がありましたので、大体 12 時を目途にちゃんと終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。

まず 1 番目に夢の湯の今後についてということで、これは金曜日に河崎議員のほうに質問されまして、チーム黒川の代表ということで質問されましたけれども、私も重複しないように聞いていきたいと思っております。

昨年の 3 月 23 日から営業を休止しているわけですが、一番目の質問として、大体何年経っているのか。営業を再開してからの沿革ですね、そういうところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。

ただ今のご質問でございます。平成30年3月に一部梁の崩落がございまして、それから今まで休止しているという状況でございまして、約1年間休止しているという状況になっております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 今、大体営業を開始してから何年経っているとか、そういうところを尋ねたんですけれども。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 約15年ほど営業をしてきたということになります。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） こういう状態になって、これからどうするのか。再開するのか、しないのかということでいろいろ検討がなされておりますけれども、市の方針としては、どうされたいのか、再開をしたいのか。再開するならば、別のところで再開するのか。さしおりその場で再開したいのか。どういう意見があるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 私どもとしましては、現場所で再開をしたいということで、これまでも協議を進めてきております。先日の河崎議員の中でも回答しましたように、あらゆる方向を考えて今後も検討をしていきたいと。これまでににつきましては、まず土地の市有地であり、市の泉源であることが一番望ましいという観点から、これまで土地の購入について協議を進めてまいりましたが、今後は、契約という形でもそういった部分の検討も含めて早期復旧に向けて協議を進めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 現場所での再開ということで、できるだけ早く行いたいということでしたけれども、もう休止して1年ですかね。市有地にこだわるということでもありますけれども、1年間、現在管理をされているわけですから、その管理の状況を、経費とか、どういう管理をされているか。そういうところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 管理につきましては、平成30年の3月の中旬に次年度の契約をしておりましたが、一部の崩落があったということで、年度途中で契約の変更をしてきております。運營業務については、当初、開館前の準備、営業中、開館後の作業、警備の業務であったり、塩素滅菌器の管理とか、植栽、シャワー等の調整、屋外関係の作業を業務として委託をやってきておりました。変更後については、浴室を除いた状況での施設管内の清掃、点検、機器、機械室の点検、警備業務、塩素滅菌関係の維持管理、植栽管理、屋外関係の作業ということで変更をしてきております。清掃業務関係についても変更をしまして、消防機器の点検であったりとか、井戸水関係の受水槽の清掃等々の施設関係の変更をしております。機械関係につきましても、ボイラーの熱交換機等の洗浄、機械器具等の点検等の部分で変更をしておるという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） そういう機械器具の点検など、そういうところの部分も市が全部やってきたわけですかね、ずっと。これからもずっとやっていかなんわけですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 当初の契約の中で、温泉関係については市の施設を通して配管がなされていると部分がございますし、溢水関係ございます。シャワー関係についても、市の施設を通して湧かして家族湯のほうに給湯をしておりますので、そういった部分での維持管理関係については、市の機械でございますので、市のほうが維持管理をしている。ただ、お湯を沸かすための灯油代関係については、家族湯さんのほうから負担いただいているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） これは前も私が議員になってすぐも質問したことがあるんですけども、そういう状況というのは大体わかっておりますけれども、これを1年間も、さっき聞きましたけれども、経費ですね、人件費とか、いろいろな点検業務のその他、植栽とか言われましたけれども、そういうところの経費はどれぐらいかかっているんですかね。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） まずは、業務のほうの委託内容につきましては、平成30年度については人件費等を減額しております。平成30年度につきましては、5名への人件費を2名に減らしております、人件費等で800万円、その他、業務関係の夜間警備とか、諸々入りまして、大体年間が1,100万円ほどの運営という形になります。清掃関係については、日曜の浴室関係の清掃業務がメインでございましたので、今回については施設の点検等々で減額しまして50万円という形になっております。機械器具等につきましては、あくまでも熱交換機等の洗浄等が必要になりますので、その部分は減額しまして90万円という形で、年間につきましては1,200から1,300万円という形の経費がかかっているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 1,000万円も、1,300万円もずっとかかるということで、普通、自分たちの家だったら早う崩して、さしおり崩して、次のことを考えると思いますけれども、その点はどうですかね。さしおり壊すということは考えておられますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 現在のところ、施設の解体等については、やはりかなりかかるかと思っておりますので、施設の改修を含めて検討していきたいと思っておりますので、今のところ、施設の解体については、まちづくり課としては考えてないという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 3番目の質問ですけれども、今、検討委員会が開かれておると、開催されておるということで、区長さんとの会合は2回、それから先方、地権者との会合は5回ほど行っているという状況でお聞きしましたけれども、区長さんの意見というのは、どう

いう意見だったか。ちゃんと地元住民も交えての会合か、理解なされたかということでお聞きいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 区長さんとの意見交換については、区長とまちづくり課という形での意見交換になっておりまして、地元の住民の方が入った意見交換というのはなされてないという状況でございます。区長さん方からのご要望としましても、やはり困られている市民の方がいらっしゃるので、早期に復旧していただきたいという要望でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 早期復旧ということで、大体みんなそう言われると思いますけれども、それができるならこういう質問とかあまり要らないんですけれども、先方の地権者の方はどういう、内容は控えたいということでしたけれども、雰囲気的には解決に向かうか、向かわないか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 申し訳ございません。なかなか、ちょっと協議の内容については、詳細に説明は難しいんですが、私どものほうとしましても、これまでは売買という形での交渉をずっと進めてきておりますので、今後については、その部分の方向性も含めて検討をさせていただいて、再度、地権者の方のほうにも協議を進めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） こういう状態になって、先日、河崎議員が質問されましたけれども、最後に市長に一言お願いいたしますけれども、合併してもう 16 年ですかね、市長が誕生して 14 年、15 年目に入ったわけですかね。その中で、私も議員になって 2 年目、この問題、質問したんです。こういう状態でいいのかということを、市長が言われましたゆがんだ状況ですね、民有地の中に公的施設があるということで、それはもう十何年前からわかっていることでした。ですから、それは、今、こういう状態になってわかったんじゃないくて、前からわかっていました。だからそこは、どういうお考えかですね。今後どうしていかれるのか。この十何年間やってこられたこと、そういうところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） そもそもがこういう契約に至ったということについては、大倉議員も、旧阿蘇町の議会において結審したことだということについてはご認識をさせていただいておると思いますけれども、その上市民の皆さん方とか、あるいは一方のほうでは喜んで夢の湯を利用しておられるという方々もおられます。私のほうとしては、できるだけこういう歪んだことじゃなくて、正常な形に戻しながら夢の湯というものを今後運営していくべきだということは思っておりましたけれども、やっぱりいろんな相手さんのご都合もあることだし、今日まで至っておるところではあります。ちなみに、今日また、まちづくり課長が言われましたように、何とかしてその辺の歪み、歪みがなくても何らかの形でそういう市民の皆さん方にお答えができるようなことができないだろうかということを今一生懸命探っておるこ

ろでございますので、できればその辺のご理解を皆さんが得られるようなことになれば、あの場所でやっぱり存続をすべきではないかなということを思っております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） なるべく早く答えができるように、経費もかかっていますので、よろしくお願いいたしますまして、次に移ります。

2 番目の質問です。解体が急がれる市の施設についてということで、解体予定の建物及び施設は、阿蘇市の施設、学校を含めて、現在いくつぐらいありますか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えいたします。

阿蘇市では、平成 28 年度に阿蘇市公共施設等総合管理計画というのを策定しておりまして、この計画書の中で所管する各部署で今後の維持方針を基本方針として定めて記述を行っております。ですので、この計画書の中でお答えをいたしますと、阿蘇市が所管する公共施設 180 あるんですけれども、180 施設のうち、記載は除却となっています。いわゆる解体撤去の表現が除却といいますので、除却または除却を検討している施設は 26 施設ございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 26 施設あるということですがけれども、今回波野支所が新築になりまして、その旧建物、速やかに解体になったということですがけれども、他の場所の解体の計画というか、計画はいろいろそういう計画どおりにいくのか。危険なところを優先的に壊すのか。そういう計画はちゃんと立てておられますか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 今般の当初予算のほうにも計上いたしましたけれども、総合管理計画ですね、この計画に基づく施設ごとの個別計画書を策定することにしております。平成 32 年度までに計画策定することにしておりますので、今申しました除却または除却の検討という施設も、その方針自体も変わるかもしれませんけれども、その計画策定には施設の当然調査のほうも入りますので、その調査に基づいて、今後の、例えば維持をするものについては改修をするですとか、そういった計画を個別に立てていくんですよね。ですので、その除却となった施設については、例えば何年に除却をするということも併せて策定していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） わかりました。平成 32 年度までに策定をするということでよろしいですか。そういうことで、公共施設のほうもちゃんと見本になって、民間の方の見本になって、そういう空き家とかそういう危険な建物とか、計画的に、今言われましたように除却といった解体撤去を進めていただきたいと思います。

冷凍工場ですかね、あそこが解体途中で工事が中止になっような感じですがけれども、ああいうところは指導というか、どうなっておりますか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） すみません、ただ今のご質問の施設でございますけれども、阿

蘇市所有の施設ではございません。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） それはわかっておるんですけれども、ああいう目立つところにああいうのがあって、市としてどういう指導をなされているかということです。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 特に指導ということは財政課のほうでは行っておりませんけれども、例えば一般の住宅でも危険家屋等があれば、そういった指導は市として行うことはございますので、今後検討したいと思います。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） わかりました。そういうことで、よろしく計画をお願いいたします。

3 番目の質問に入ります。今後の山田小学校の利用についてということで、これは先ほど田中議員が質問されましたので、私のほうは建物以外のところで回答をお願いします。

地元の人たちは、今後、あそこがどうなるのか、とても興味津々ということで、利活用がちゃんとなされていくと思っております。そういうところの計画ですね、検討会議を行うと言われましたけれども、その中にはプールもあり、それから樹木の管理、雑草の管理、そういうところもあるんで、そういうところの全体的な管理はどうされるか、よろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

施設につきましては、先ほど言いましたように、校舎につきましては当面教育委員会の管理において物品等の移動に使うということで、具体的な利活用は詳細に決まってないところでございますが、グラウンド、それから体育館等につきましては、社会体育施設として旧来どおりの対応を検討していくということにいたしております。

それから、ご質問にありましたプールでございますが、プールにつきましては、当然、ほかの並行となった小学校も一緒でございますが、当面地域の防災の拠点となります水利等に活用する部分については活用という形で、プールそのものについての具体的な利活用というところは、今のところ決めていない状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） プールは、あその山田小学校のプールは、ちょうど道路からもあまり見えない、それから農協とかがあるんで、建物があるんで、なかなか見通しが悪いというところに建っております。本校の裏のほうに建っておりますので、安全管理上、防犯上、安全上、どういう対策をされるか、そういうところをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） プールの安全に関しましては、山田小学校だけではなくて、閉校しましたすべての小学校にプールは点在しております。現在のところ、フェンス等で囲いがしてございますし、入口につきましては当然脱衣所、更衣場あたりがありますが、すべて施錠をしておりますので、山田小学校につきましても、当然閉校しますと、今言われまし

たように、行ってもらおうとわかるのですが、非常に陰になって見えにくい部分がございますが、他の学校同様、今現在ありますフェンス等の管理をしながら、施錠をきっちりしていくというところでの管理に努めているところでございます。

定期的な見回りは、当然、社会体育施設としての位置づけで対応しますので、当然体育館、グラウンド、照明器具等もございますので、校舎を踏まえて定期的な見回りや教育委員会のほうで行います。その都度、その都度、プールのほうも施錠等の確認、それから当然フェンスでございますので、長期になれば腐食等も考えられますので、そういったところ、安全面については注視をしながら見ていくという対応を考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 安全上、管理はちゃんとしていただきたいと思います。

それから、グラウンドのほうですね、グラウンドと建物の周り、樹木と雑草等の管理ということで、今後どうされるのか。業者に委託してされるのか。山田の住民としては適正に管理をされることを望んでおりますけれども、どういう計画ですか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） 山田小学校、まだ閉校しておりませんが、閉校しましたら、校舎敷地内の樹木でございますが、当然、卒業の記念樹、それから 100 周年、鋳鋼品もありますし、そういった記念碑の周りにも記念樹が植えてございます。そういった部分については適正に今後も管理を行っていかねばならないと考えております。ただ、当然もう学校がなくなって管理する頻度が少なくなりますので、台風等による倒木の危険性があるものや、場合によって樹木で頻繁に害虫駆除等を行う必要があるものについては、今後伐採等も検討していかなければならないのかなという具合に感じております。ただ、状況を見ながら、ちょっと対応のほうは検討していきたいということで考えております。

それから、グラウンド、それから校舎体育館周りの雑草等につきましては、当然教育委員会の管理で残しますので、年に数回下刈りや除草作業を行っていくというところで計画をいたしております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 学校のこと、私も何回も質問しますが、要するに荒れた状況にならないように管理していただきたいということです。見ていて学校が使われなくなって荒れた状態というのは非常にもの悲しい感じがするんですね。波野、宮地どこそこ回ってみましたけれども、やっぱりちゃんときれいに管理をしていただきたい、解体するまではですね。

ということで、私の一般質問を終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

○議長（湯浅正司君） 13 番議員、大倉幸也君の一般質問が終わりました。

この辺で午前中の会議を止めたいと思います。

午後の会議は、午後 1 時から再開します。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

続きまして、1 番議員、佐藤和宏君の一般質問を許します。

佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 昼から、よろしくお願いします。1 番議員の佐藤和宏です。今回初めての一般質問となります。これまで私が阿蘇市で暮らして、子育てをして、仕事をしながらこんなことがあったらいいんじゃないかなとか、こうしたらいいんじゃないかということで、一番気になるところが、目に付いたのが今日の質問になりますので、何分初めての質問です。ちょっと緊張しておりますけれども、熊本弁丸出しでおしゃべりするかもしれませんけれども、最終までよろしくお願いします。

まず、1 番の市民の方々の移動手段を確保するためということでお話をさせていただきます。近年の少子高齢化によって、非常に高齢者の交通事故が増加しているということで、国のほうもいろいろ政策をして検討したり、対策を講じたりしております。一応、平成 30 年は全国で交通事故死亡者数ですけれども 3,532 名いらっしゃるそうです。前年と比べるとマイナスの 162 名、熊本県では去年 1 年間で 60 名亡くなっているそうです。これも昨年よりマイナス 13 名ということで、死亡事故そのものは非常に減っております。ただ、高齢者の事故というと全然違うんですね。熊本の去年の 60 名中、65 歳以上の方が、これが半分以上の 35 名亡くなられたおります。その中で、今度は 75 歳以上という 21 名なんですね。60 名、35 名、21 名ということで、非常に高い水準になっております。この 3,532 名をもっと減らすためには、高齢者の交通事故を無くすか、減らすかということで検討されているわけですが、高齢者の交通事故防止の活動としては、今現在、70 歳以上になると高齢者交通ということで、免許更新前に自動車学校が講習を受けて更新するということになっております。75 歳以上になりますと認知機能検査というのを受けていただいて、その結果で判断力、運動能力が落ちていると、医師の診断を受けてください。で、その判断が車の運転にとって危険だということになると、一応取り消しということになっているそうです。今回、阿蘇市も高齢者の人口が、1 月 30 日現在で 9,796 名ほどいらっしゃるこの間聞いてきたんですけども、高齢者率で言うと 37% ということで、これは 75 歳以上になると 5,478 名いらっしゃるそうですので、今日、通告書に質問しております阿蘇市には波野地区の福祉バス、それから乗合タクシーというのが阿蘇市には事業してあるそうですけれども、数年前から事業が立ち上がったということで、大分、市民のニーズに乗っかってないんじゃないかということでお聞きしたいということで、まず 1 番の波野地区福祉バスの利用状況、事業開始からもう何年か経っていると思いますけれども、その状況をお聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） それでは、波野福祉バスにつきまして、回答させていただきます。まず利用状況ということでございますけれども、その前にこの波野福祉バスの事業についてですけれども、交通体系が不便な波野地域におきまして、移動手段を持たない方、またお困りの方、そういった方々のために交通手段の確保を図るという事業でございます。

要綱で定めております地域内の主な 11 箇所の施設とご自宅の間を利用者のご希望に添って公用車のワゴンで送迎をしているものでございます。

まず、利用状況でございますが、これは延べ人数になりますけれども、今年度が 973 人、これは 2 月末現在の時点になります。昨年度が、平成 29 年度 835 人、平成 28 年度が 1,007 人、平成 27 年度が 1,274 人という利用状況になっております。利用者は全て高齢者になっておりまして、概ね 70 代から 80 代という方の利用となっております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） ありがとうございます。この波野の福祉バスというのは、もう波野だけの、波野外は出ないということなんですね。私は全体に、阿蘇市全域の福祉バスのような、高齢者のお出かけの支援ができるような体制がいいんじゃないかということで感じているんですけれども、これはもう事業は全部職員ということで、よその企業に委託しているわけじゃないんですかね。

○議長（湯浅正司君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） この運転につきましては、嘱託職員を雇用しておりまして、嘱託職員がドライバーとなって運行しております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 波野の福祉バスに関しては、自宅から目的地まで完全に送迎するんですか。

○議長（湯浅正司君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） 先ほど申し上げましたけれども、主な 11 箇所の域内の施設ですね。例えば阿蘇市波野支所ですとか、郵便局ですとか、11 箇所の施設を定めておりますので、ご自宅からその 11 箇所の施設まで、ご利用者のご希望に添って運行しているということでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） もう一つお聞きしたかったのが、多分定期便になると思うので、何時から何時までの時間とか、複数集まってから運行を始めるのかということもあると思いますけれども、どうでしょう。

○議長（湯浅正司君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） いわゆる路線バス形式で定期便という形ではございません。あくまでご利用者の希望の時間等に沿って、なるべくそのご希望に添うような形で、時間指定があればその時間にお迎えに行き送迎するという形で運行しておりますので、定期便という形ではございません。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） じゃ全部高齢者というか、利用者の行きたい時間に合わせられるということですね。先ほどもちょっとお話ししましたが、どうしても波野だけの管轄ということで、これを市全体にするとすると、まったく事業が違うとは思いますが、そういうことはできますか。

○議長（湯淺正司君） 波野支所長。

○波野支所長（加藤勇二郎君） 現在は、波野地域だけで運行しておりますけれども、それを例えば宮地辺りまで目的地に入れるということになれば、波野からはちょっと距離が出てきますので、送迎に要する時間もかかってくるのか、ちょっと正式にはわかりませんが、ちよと諸問題もありますので、そういったご利用の要望があれば、こういった形で運行できるのか、そういうところは検討していきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 支所長ありがとうございました。できれば、阿蘇市全域にできるならいいなということで思っております。

あと、乗合タクシーのほうもちょっとお話を聞いて、またお話をしたいと思うんですが、もう一つ、私がこの間、阿蘇警察署のほうにちょっと市内の免許人口のほうをお聞きしにまいりました。阿蘇警察署管内ですから、産山村の数字も入っていますけれども、平成29年度のデータで免許人口が1万9,167名だそうです。高齢者が6,353名ということで、これも高齢者率とすると36.8%ということで、非常に高い数字になっております。平成29年度で、もう車は運転しないので免許を返納するとありまして、自主返納ですね、これが平成29年に72名いらっしやったそうです。毎年72名ずつもう免許証を返納しているということで、平成30年は、今年度は3月がまだ終わっていませんので、58名いらっしやるということでございます。年度末には70人前後はいらっしやるんじゃないかということで警察署でお聞きしました。従って、車ももちろん持たない、運転免許証も持たない、家族もいない、親戚も近くにいないとなると、どうしても一人暮らしの人が病院とか行っていると、絶対必要になると思います。そこで、またもう一つの乗合タクシーというのは民間だそうですけれども、こちらの話もちょっとお聞かせください。

○議長（湯淺正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 乗合タクシーについてのご質問ですので、お答えいたします。

利用状況というか、その民間という話ですかね。現行、乗合タクシーは民間のタクシーを使っておりますので、阿蘇市内の3業者のほうで運行を委託しているものでございます。利用者数につきましては、乗合タクシーは平成20年度から運行を開始しておりまして、平成20年度の利用者数は延べで495人でございます。その後、年々増加をしております、平成27年度に3,438人の方が延べで利用されております。平成28年度以降は、大体3,300から3,400人、その辺りで推移をしております。

○議長（湯淺正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。民間に委託されているということで、乗合タクシーは私ちょっと聞いたことはあるんですが、これは自宅から目的地までではなくて、バス停というか、停止する位置が決まっていて、そこで下りていただくと。それからまた利用が他の交通手段で行かなきゃいけないと聞いておりますが、どうですか。

○議長（湯淺正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 乗合タクシーにつきましては、旧阿蘇地区、一の宮地区で運行を行っておりまして、基本、阿蘇市では路線バスが走っております。路線バスがあるところ以外、つまり路線バスの空白地域に乗り合いタクシーを導入いたしておりますので、あくまでも乗合タクシーは路線バスまでの補完のその路線という扱いになります。ですので、ご質問いただいたその経路というのも決まっております、乗降場所も決まっております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） また、先ほどの警察署のお話の続きなんですけれども、高齢者の歩行中の交通事故とか、自転車乗車中の交通事故の中には、自宅から1km以内というのが非常に多い確率で事故が起きているということですので、今、やっていらっしゃる乗合タクシーの状況は、産交バスさんがありますから、それを利用できるように、今、そこまでということではなさっているんですけれども、もちろん自宅までするような検討はできませんか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ご指摘のとおり、ドアツードアということで、自宅から乗るような形が望ましいとは思いますが、やはり阿蘇市もエリアが広いですし、自由に広げるとなると、かなり数もございます。ですので、なかなか個別のそういった小さいところまでのご要望というのが、運用するのにはちょっと難しい状況にあります。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 今やっている事業も波野の福祉バスもそうですけれども、乗合タクシーでも、現状はそこまでできないということなんだろうけれども、団塊の世代がどんどん、例えば昭和24年の方が今年は70歳に突入するということで、もう年々高齢者が増えると思うんですけれども、これから先、そういう免許返納者がどんどん出てきて、一人暮らしというのがいらっしゃるということで、月に10回病院とか外出をしたら、何%かのタクシー券にするとか、そういう事業が、高齢者だけではなくて、身体障害者とかの移動ができるようにならないかなということで、私は今日したんですけれども、こういう新しい事業をするときにはどういうことに、手順でなるのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 新しい事業はというご質問でございますけれども、現行、先ほど申しましたとおり路線バス、乗合タクシー、波野地区は福祉バスという形での運用を行っておりますが、私どももこれで十分市民の付託に据えているとは思っておりません。今後、ご質問にありましたように、高齢者の独居世帯というのかなり増えてくることが予想されます。ですので、特に買い物支援だとか、そういった目に見える課題というのも山積みでございますので、そういった検討は内部でもう既に行っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。今後、お聞きしたところ2つの事業が1つになるような政策というか、事業が立ち上がるといいなと日ごろから思っておりましたので、後で市長にもちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども。

次に、阿蘇いこいの村、夢の湯の状況と今後の利用活動ということでもう一つ上げており

ますので、最後にまた市長のほうにはお伺いしたいとは思いますが。その中で、夢の湯のほうは、非常に河崎議員と大倉議員と、また私の後に谷崎議員ということでもありますので、十分私のほうはしたんですけれども、これからまたそういう話も聞きながらやりたいんですけれども、未稼働中の施設でございます、どちらも。市民は、非常に未稼働中の施設はどうなっているのか、どうなっているのかということで、私もいこいの村も、夢の湯も利用者でございまして、地元ということでよく聞かれるんですけれども、先日、この一般質問、15日に実際にいこいの村に見にいったんですけれども、そのときは何もしてありませんでした。ちょっと気になって昨日夕方4時ごろ行ったんですけれども、一応土砂の上にパワーショベルが入っておりました。こういう未稼働中の施設は、市民は非常に興味があると思いますので、今後の利活用というのはどうなっているかということで、よろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） いこいの村につきましては、今、佐藤議員が言われましたように、土曜日の段階ですかね、重機が入っていたんじゃないかなと思っております。これにつきましては、平成30年12月25日付けで熊本地方裁判所で示された和解調書による内容でございまして、先般、相手の代理人でございます弁護士さんのほうから、本日3月18日に着工するということでうちの課の職員が朝8時から現地立ち会いをしまして、今日からテニスコートの盛り土撤去については着工しているという状況になっております。

施設の今後の利活用等については、今後、庁内検討会議等の中で意見を求めまして、できる限り有効活用という形での計画・検討をやっていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 有効活用ということで、じゃもうそれを改築してするということですね。壊すんじゃなくて、改築、増築ということで考えていますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） そういった部分も含めて、現状有地のままいくのか、解体をするのかということも含めまして、検討していきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 土砂が今週中ぐらいで撤去されて、それからということですかね。やっぱり市民の方は、議会だよりとか、広報とか、回覧板とか、防災無線とか、そういうところで情報を入手すると思うんですけれども、こういう未稼働中の施設に関しては、夢の湯も含めて、今こういう状況ですよとか、回覧なり、防災無線なり、少しずつでも発信していただければ、我々、区長さんとか市議に聞くということが市民の皆さんの情報の収集だろうと思いますので、何かそういうところを発信いただいて、市民が理解できるようなことをやったらどうかと思いますけど、どうでしょう。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 夢の湯に関しては、特に地元の方、非常に感心が高い案件でございますし、地元の区長会等々からもご意見を求められているという状況でございますので、夢の湯等についてはある程度方向性が決まった段階では、地元区長さんを通じて

説明をしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） よろしく願いしておきます。何せ地元ですので、どこに行ってもそういうことを聞かれたりとかしますので、お風呂のほうも他のお風呂に行くとどぎゃんなっとるかとかやっぱり聞かれますので、よろしく願いいたします。

今後、新しい事業のことを最初に申したのでなかなかつくるのは難しいと思いますけれども、今後の予定としてよろしく願います。市長、ちょっと、そういうところで願います。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 一遍にといいますと、乗合タクシーと福祉バスのこともでございますか。今、佐藤議員がおっしゃられたことは、先ほどから聞いて、よく理解をいたしました。でも一つは、法律の問題がいろいろあるものですから、先ほど財政課長のほうも申し上げたと思いますけれども、どうしても路線バスが行くところについては、運輸局のほうとのいろんな調整もありますし、そこのところの調整がどのようにできるかということを思っております。ちなみに、だんだん高齢化にもなってきておりますし、これからの高齢者の方がお買い物にをするにしても不便なところが出てくると思っております。そういう状態の中でも、買い物の不便さというのもありますから、少しでもそういうことも将来においてはちゃんとお買い物ができるという、対応ができるような、そんなことをきちっと創り上げていかなければいけないと思っておりますし、交通の問題については、これは喫緊の課題でもあると思いますので、今後、市内のほうでもできる限り検討する。そしてまた継続的にこれからも進めていくということにしなければいけないと思っております。

それから、いこいの村のことについては、ようやく和解ということで成立をしました。その以前からといいますか、よく民間の資本が入ってきて、何とかいこいの村を活用したいという話も1、2ありましたし、今後きちっと整理をしながら、まずは民間資本が入ってきていただけるような、そんな行政からの発信という、企画力というんでしょうか、アイデアというんでしょうか、そういうことも考えて発信をしていかなければいけないということを思っておるところであります。夢の湯のことについては、先ほどの議員さんのほうにも申し上げましたように、いろいろ今、一生懸命地権者の方及びそのことについての契約等についても改善等ができないのかどうか、今、集中して話をしておりますから、その辺のところをきちっと定めながら、これからの地域振興にとっていかにプラスになるかということも視野に入れながら、夢の湯については何とか今のところでできないのかなということを考えておるところではございます。

以上でございますけれども、一応回答にさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。阿蘇市には福祉バスと乗合タクシーということで2つの事業をもう立ち上げておりますけれども、今後、高齢者が増えてくると、その2つを併せたようなやつがあったらいいなということで、また次の機会がありましたら、

この高齢者のお出かけの支援について、また皆さんに質問をしたいと思っております。

今日は初めての一般質問ということで、あっという間に私も終わって舞い上がっておりますけれども、今後も市民の思いが市政に届くようにしっかり努力して、また質問の場に立たせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 1 番議員、佐藤和宏君の一般質問が終わりました。

続きまして、8 番議員、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番議員、谷崎です。通告書に従い質問を進めていきたいと思います。

今回は、一般質問が 8 人でありまして、時間的に私としては 15 分かその程度でやろうと思っております、短くやっていきますので、端的な回答をお願いいたします。

まず、夢の湯について質問いたします。何度も、何度も市長のほうには議員のほうから質問がありまして、何回も立たせて申し訳ないんですけども、内容については、ニュアンスとかも含めて、今回の大倉議員の対する課長の答弁も含めて、納得のいく内容と、なかなか難しいなと思う内容がございます。ただ、残念ながらこれが文書になったりとか活字になっていきますと、ニュアンスがなかなか伝わらないということでございまして、どうしてもある程度の言葉はいただきたいなと思うところがございます。特に黒川地区におきましては、市政報告会のときに 12 月ぐらいには目途を立てたいみたいな回答がございまして、そして 12 月の経済建設常任委員会では、3 月ぐらいには目途を立てたいという返答もございました。今 3 月議会でございます。今のご回答からいきますと、なかなか 3 月までの目途というのは難しいかなと。相手のあることですから、そこらあたりは私も十分理解はしておりますけれども、市長のほうでやっぱり物事を進めていくにおいては、何月までにはこうしたい、あるいは来年の冬には地元の人がお風呂に入れるように何とかしてあげたいとか、そういった思いはおありであると思えます。そこで、いつまでに解決しますかという質問ではなくて、希望とか目標でいいですので、大体夏場ぐらいには目途を立てたいとか、そういった気持ちでございましたら、何かご返答をお願いできないでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） やっぱりこれは交渉ごとでありますから、いきなりいつごろまでとか、希望的にどうのこうのというのはなかなか言えないなど。それは、課長が申し上げたところもありますし、一昨日ですか、河崎議員のほうにも申し上げましたけれども、その意図するところを読み取っていただきたいということしか今のところは申し上げることができないということで、ただ何とかしてできないかということは一生涯懸命取り組んでおるということでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） ただ、住民としても、やはり希望として待ち望んでいるところがございます。相手があるから結論は、期日は切れない。それはわかります。ただ、物事を進めていくにおいては、希望として何月ぐらいまではやりたいなとか、そういったものはおあり

だと思いますので、それについては、もうちょっと目標というか、時期ぐらいは語ったほうが文書にしたときに、住民の方に伝わるのではないかと。私たちはこの場で課長の話、市長の話、聞いていますから、ニュアンス的にわかりますけれども、市民の方にはなかなか伝わりづらいと思うんですよね。できれば冬には入れるようにしたいとか、夏には問題解決したいとか、そういったのはおありであれば、ぜひお願いしたい。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 皆さんと一緒になんですよね。とにかく早く解決をして、皆さんに喜んでいただきたいということが一番でありますし、特に私もいろんな方々からその話を聞いていますから、軽々に希望的観測でいつごろと言いますと、あとの責任制の問題で、今度はまたいろいろ議論になってくるとは思いますが、だからそこはよく意図して読み取っていただきたいということを申し上げているだけでございますので、よく理解をしていただければと思いますけど。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） では、この質問はその程度で終わりたいと思います。

続きまして、子育て支援について。今回は、ちょっとテレビで豊後高田市のほうが昭和の町としてテレビで紹介されまして、移住人気全国ナンバーワンとかいうテレビで放送がありました。阿蘇市とどう違うのかというのが非常に興味がありまして、関心がありましたので、例に挙げて、子育てについてどうやっていったほうがいいのかという長期的な観点で質問をつくっていききたいと思います。

豊後高田市の場合、目立つのが子育て支援です。幼稚園から中学校まで給食費無料、高校までの医療費無料、人口増加に向けて子育てに応援しますとホームページにも書いてあります。ほかに定住引っ越し費用の補助、先ほど夢の湯の話が出ましたが、温泉が200円とか、それで入っていいですよとかいう放送でした。あとは塾をつくっておりまして、塾が無料とか、よくそういうことができるなど、財政的に豊かなのかなと思ってちょっと調べて見ますと、人口は2万2,000人ぐらいですね。阿蘇市が2万6,000人ぐらいですから、ちょっと4,000から5,000人少ないところでしょうか。決算で歳入が143億円ぐらいです。ですから、あまり規模的には変わらないと思います。自主財源が27%ぐらいです。そういう市で子育てにそれだけの力を入れて、それだけの施策をしています。子育てがしやすいということは定住化につながる内容でもございますので、非常に重要な内容だと思います。阿蘇市自体も子育てに力を入れてないわけではなくて、それぞれ施策としてはやっておると思いますので、阿蘇市のほうからどういったことを子育て支援について、市の基本的な方針と政策はということでご答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） ただ今子育て支援の基本的な市の方針ということでございます。当然ながら、子は宝という思いで、子どもの将来を見据えた子育て支援に取り組むということの基本においております。これについては、阿蘇市もやっぱり社会課題であります核家族化、それから地域での人間関係の希薄化、当然そういうのが進んでいまして、やはり子育て

に金銭的な負担やそれぞれ子育ての不安を持っておられる方はたくさんおられると感じております。その中で、阿蘇市としては、平成 27 年度に本格スタートした子ども子育て支援制度、新制度がございますが、これに基づいて計画書をつくって、その中でやはり阿蘇市の子どもを地域 みんなが子育てを支えて、全ての子どもが健やかに育ちますというのを基本理念にしております。その中で、いろんなことをやりますが、例えば子育て家庭の負担軽減ということで、やはり負担が多い子育ての中で、当然保育料を国の基準よりも落として、どの町村もやっているかと思いますが、阿蘇市においてもやはり 65% ぐらいに落として保育料を設定して負担の軽減を図っております。それから、医療費についても、当然、市単独での中学校まで無料化をやっておりますし、一人親家庭においても、当然親も子も含めた医療費の助成もしています。それから、その他、手当として、当然国の制度の児童手当とかをやっていますが、阿蘇市単独で第 3 子以降については育児手当ということで月額 2 万円、3 千何百万円の年間の負担をしております。そういったことで、今の育児手当については、今年補正で増額をさせていただきました。年々増えております。それは、結果としてやっぱり 2 人目、3 人目を生んでも大丈夫というお気持ちがあって、お子さんをつくるということは、やはり安心して暮らせる環境にあると私たちは思っております。ただ、子どもの数が減る分については、どうしても転出等もあってなかなか食い止めることができませんけど、そういった単独の事業をしながら、3 人目以上も生んでいただくような環境はやっているところでございます。

それからもう一つは、やはり今、保護者それぞれ仕事があります。やはり保護者の方が安心して子育てができるように、放課後児童クラブとか、延長保育、一時保育、いろんな部分でやっぱり親御さんが安心して勤めながら子どもたちが健やかに成長できるような環境は整えていると思っております。特に放課後児童クラブについては、市が独自で委託しながらそれぞれやっていますので、相当の数の方が利用して、保護者も安心しておられると思います。

そういうことで、いろんな子育てについては取り組んでいるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 取り組みについてのご説明、ありがとうございました。

そこで、他町村と競争、競争になってもよくないとは思いますが、時代に逆行はしていけないと思うんですね。やっぱり子育てに手厚くやっていくという中で、逆行している事例が一つ、(2) ですけれども、部活動が社会体育に移行するに伴い、各保護者にも負担がかかっていくと思います。その中で、社会体育として団体がいろいろありますけれども、体育館の使用料の減免措置ですね、それが 0 から半額になったということで、負担が何万円単位で増えております。親のほうも大変な中で子育てしておりますが、大変な子育ても過ぎてみれば非常に楽しかった、幸せだったと、子どもを育てるならば次の世代もやっぱり阿蘇で育ててもらいたいと、そう私も思うし、その思い出が残るように支援をしていただきたいと思います。

そこで、(2) に移りますけれども、今回、社会体育の電気料が減免といいますか、半額減免で増えましたけれども、使用料に関する条例変更時に使用料とか上がる条例変更が今年の

3 月議会に上がってきたと思いますが、そのときに減免措置の変更については聞かなかったと思うんですけども、説明というのはあったんでしょうか。お聞きます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

昨年 3 月に使用料の見直しということで条例改正を行っております。それから半年間の周知期間を設けて、適用は 10 月 1 日から新料金を適用しているということにしております。減免措置については、教育委員会の内規で決めておりまして、基本的には全額減免というのは阿蘇市が主催する行事、あるいは阿蘇市教育委員会が主催する行事が通常の減免措置と。これまでは、今回、小学校の社会体育に移行していく部分につきましては、教育委員会のほうで減免基準を再度見直していかなくちやならないということで、それについては方針としましては、使用料につきましてはこれまでどおり免除です。ただ、電気料につきましては、一部負担をお願いしたいということで、2 分の 1 を免除するという形を取っておりますけれども、一例を挙げますとバスケット面 1 面で 2 時間、使用料 300 円の免除。それから、証明料は 2 時間で 400 円、400 円の 800 円でございます。800 円のうち 400 円を負担していただくと。2 時間の使用でいきますと、1 回の使用で 1,100 円の中で 700 円は市のほうがもう免除していると。保護者負担につきましては電気料の 2 分の 1 だけをお願いできないかということで見直しをかけております。これにつきましては、やはり小学校の部活動につきましては、平成 27 年の 3 月に熊本県教育委員会のほうで社会体育に移行していくということで、これはなぜかといいますと、小学校の間で、これは県の教育委員会の方針としまして、児童生徒の発達に応じた部活動ということで、義務教育においてはもう中学校のみと。小学校につきましては、基本的な動きを短時間で取得する時期でありますので、いろんな動きの巧みさを高めるのにも適しているということで、小学校の時期につきましては特定の種目を継続的に取り組むのではなくて、複数種目を実施することにより、バランスの取れた体づくりや運動の楽しさを味あわせると。通常の授業の中でやる部分につきましても、いろんな種目を体験するという形が、小学校が義務教育の範疇であるということで、特定のスポーツに取り組むということにつきましては、社会体育に移行にさせていただいて、当然、熊本県以外、大分も豊後高田市もそうだと思いますけれども、社会体育に移行している部分につきましては、すべて月謝を払ってそれぞれの種目で取り組まれているかと思います。阿蘇市については、7 割は今でも補助を続けていきたいということで、減免措置については他県よりもいいかと思うので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） この問題は 2 つ問題がありまして、一つは料金の問題で、今まで払っていた部分というか、払ってなかったのを払うようになったという保護者の戸惑いとか、不満とかがあると思います。もう一つは、3 月に条例が変更になっているんですけども、そのときの料金改定が、例えば 50 円上がるにしても、私たちも 50 円ぐらいいいかなと思って賛成したんですけども、例えばそれが 30 日だったらかなりの金額になります。練習が毎日あればですね。その上に、聞いてなかった電気代の減免が上がるということになると、ま

たそのときの判断は、そこらあたりまでの情報をいただければ変わったのではないかと、議会での判断が。そういった意味では、教育委員会の内規の問題かもしれませんが、説明する中で入れていただきたかったなと思うんですけれども、そこまでいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 議員さん全員に全員協議会ではお話ししておりませんが、この減免措置についての変更につきましては、昨年9月の議会で大倉議員さんが一般質問されております。そのときに、この一般質問の中でご説明を申し上げております。教育委員会の基本方針としては、使用料は免除。ただ、全協につきましては2分の1のご負担をお願いしたいということで、この場でお話をして、一般質問の答弁の中でお答えをさせていただいておりますし、各種スポーツ団体につきましても、料金改定後1年間、実際の減免の変更ににつきましては、4月1日からそうやっていくということで、今でも100%減免できていますけれども、周知期間を設けながら、半年間延長して各種団体のほうに今ご理解をお願いしているところです。2月27日に社会体育の団体のスポーツ指導者の方々、クラブの方々がそれぞれ小学校、中学校の児童生徒を無償で指導されている方々の団体の説明会をしましたけれども、確かに電気料の負担が上がるということでございますけれども、先ほど言いましたとおり義務教育の中でのスポーツというような、体育の授業での取り組みではなくて、やはり特定の種目に特定の人が行きたいという部分については、社会体育のほうに切り替えるということが全国的な方針でございますので、100%減免というのはもうありません。今現在でも、例えばテコンドーとか、バスケット、サッカーについては、すべて月謝を払いながら取り組まれておりますので、その点について一部負担をお願いしたいというのは、移行期間が終わりましたけれども、ご理解をお願いしたいと思っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） なかなか課長も回答しづらいみたいですけど、一つは先ほど大倉議員に説明されたのは去年の9月ですね。条例が変わったのはその前の3月なので、9月に説明するんじゃなくて3月に内規が変わるなら教えていただければ助かったなという話ですね。私たちも条例に賛成するか、反対するかを判断する材料としていろんな情報はいただきたいということです。

それと、今後、いろんな若い方々が阿蘇に住んで子どもたちを育てようと思ったときに、やはり育てやすい環境とか、自分たちが育ってきた思い出で子どもたちも一緒に同じ体験をしてほしいとか、そういったところから内容が来ると思うんですよね。現状は、今、高校生の通学とかでわかるようにJRが不通になって、家庭が離散家庭みたいな感じで、お母さんと子どもが天津町、熊本市に出て、お父さんがこっちにいたりとか。あるいは、家族ごと通学に支障があるからということで天津町、熊本市に出ている、そういった現状がある中、部活というのも一人だけではありません。子どもが多いところは、小学校、中学校、高校にそれぞれまたがりながら、幾種類かの部活もやっていきます。そこで社会体育に移行していくというわけですので、そこらあたりを急激にあまり変えていかないほうが、負担は増やさないほうがいいと思うんですよね。その子育てに対する不満とか負担増というのが、将来、じゃ

自分の子どもの阿蘇に残ってほしいかどうかと相談を受けたときに、阿蘇市外へ転出していく動機につながっていくのではないかと。人口減に拍車をかけるんじゃないかということです。そのように私は思いますので、再考されたほうがいいのかと思うんですけども。ちょっと長くなりましたけど。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 小学校については、先ほど申し上げましたとおり、義務教育から外れるということでご理解をいただきたいと思います。特定の方々だけに支援するというのは、やっぱり義務教育の範疇ではバランスが取れませんので、その点での支援はなかなか難しいところがあるということと、それから減免についての見直しにつきましては、9月議会で回答させていただきましたけれども、やはりそこに周知期間が必要じゃないかということで、適用につきましては本年度の4月1日から適用していくということで、見直しを初めていきますので、そこはまた半年間周知期間を設けたということでご理解をお願いしたいと思っております。

それから、各種スポーツ関係につきましては、いろんな社会体育協会、あるいはその中のスポーツ種目のそれぞれの団体の方々に社会体育を通していろんな助成金も流しておりますし、いろんな強化費も流しているところでございますので、その中でどんな対応ができるのかということで検討して伝えておりますし、なかなか行政だけですべての部分を解決できるというのは非常に難しいところがございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

中学校につきましては、部活動を継続していくということで、中学校につきましては学校のほうにまた部活動の強化費も出しておりますし、それぞれ郡体、県体のほうにも助成金を出しているところでございます。できるだけ保護者の負担が少ないようには考えながら取り組んでいっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） できる限りのサポートをしていただいて、部活や社会体育で活動する期間というのは大変ですけれども、先ほども言いましたように、振り返ってみると子どもと一緒に過ごせて、親としては幸せな時期でもあります。本当に大変だ、大変だと言いつつも、振り返ってみたらよかったな、あのときはということになります。阿蘇でそういう活動ができて本当によかった私も思っておりますので、逆に言うと次の世代も阿蘇で子育てがしやすいようにサポートをお願いしたいと思います。

この質問については、これで終わります。ありがとうございます。

(3)に移ります。これは、テレビで先日、三里木から空港線への引き込みの話が出ましたが、JR豊肥本線の復旧状況と県の空港線の発表を受けて市の見解はということを出しております。その中に、保護者の方々からJR豊肥本線の復旧の目途も発表されていないのに、何で空港線になるのかという意見もいただきました。それと同時に、観光という観点から見たときに、空港線で三里木行くと、空港から三里木で乗り換えて、また、そのころはJR復旧しているかもしれませんが、大津が電化路線の最後ですので大津で乗り換えて阿蘇まで来ないといけない。外国人の方が2回乗り換えることになっていますね。高森に

なると、今度は三里木で乗り換えて、大津で乗り換えて、立野で乗り換えて、3 回乗り換えないといけないことになる。熊本全体の観光を考えても、ちょっと使いづらい路線になるんじゃないかと。町に近いということであれば、逆に光の森とかのほうがキャパシティがあるんじゃないかと思えますし、もっとコースを組むならえがお健康スタジアムから日赤、健軍まで引いていけば、周遊ができるような体制もできるので、そっちのほうがちづくりとしていいんじゃないかと思うんですが、その前に阿蘇市として何か見解があればお聞きしておきたいと思ひまして質問に代えました。それと同時に、今、J R 復旧がどうなっているか。それも付け加えて質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今の質問にお答えします。

三里木駅からのルートで空港線ということなんです、これについて詳しく県のほうから説明を受けておりませんので、もうただ発表はされたということで、非常に市民の感情の部分もあると思います。ただ、金曜日の答弁の中でも申しましたとおり、県に対して相当阿蘇地域からも要望をしているということで、その辺は、そしてまた県のほうは学生輸送バスにも支出をしておられます。そういったことで、豊肥本線の復旧が第一と考えていらっしゃるのと、十分そうではないかと思うところです。ただおっしゃいましたとおり、観光面につきましては三里木から乗り換えて行くということなので、三里木から下らなくてはいけないということで、今、議員おっしゃるとおりです。そこを私たちも懸念しております。なので、今までの減便にまずはならないように。それと所要時間ですね、今、空港ライナーが 15 分で大津駅まできます。なので、そういった所要時間、それとダイヤ構成ですね、下りにちゃんと対応しているのか。そういった部分はこれから十分要望していきたいですし、何より県のほうも阿蘇地域の豊肥本線の復旧も急ぐということで、3 月 8 日の新聞にも動きを始めたということでございますので、そういったこともありますので、県の動きに十分注視しまして、随時こちらからの要望事項があれば訴えていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） ちょっと質問に熱中しますと時間を忘れてしまいますのであれですけど、せっかく観光課長がおられますので、やはり空港から阿蘇へ直行で行けるそのラインの充実をお願いしたいのが一つと、もう一つはわからないのが三里木で乗り入れになると大津に来る便が減るような話を大津町から出ているんですけども、なぜそういうことになるのかなと。大津に来る便が減れば、当然阿蘇から通学も含めて行く便が減ることになりますので、そこら辺りも注視していただいて、わかった時点で教えていただきたいと思ひます。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） その件はもちろんです。大津町のほうもそういったことで要望活動をして、分岐させるということで、それを減便につながらないための分岐という報道もあります。なので、そしてまた J R のほうのコメントですけれども、減便ありきでは考えないというコメントが出されているようですので、私どももそこは十分注視してやっていき

ますので。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） ついでで申し訳ないんですけど、J Rの復旧については、もともと国鉄から民間、J Rになるときに、私たちの税金から集めた国の財産であるところの博多ビルとか、いろんな試算と一緒に差し上げて赤字路線を運営してくれということになっていますよね。今度、鉄道軌道整備法が多少変わりました、それでもって補助金を受けてJ R豊肥本線を復旧していくということですが、非常に沿線自治体の4分の1の負担というのはいかなんかと思っております。もし、負担するのであるならば、そのときいただいて資産運用されている博多ビルとか、そういった一角を阿蘇市に貸していただくとか、そういったことをしてでも、何とか阿蘇市に負担がないようなアイデアを出しながらやっていただきたいと思いますと思うんですけど、今後のJ Rの復旧へ力を入れていただきたいと思います。

では3番目、はな阿蘇美の未収金について、現状どうなっているか、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） はな阿蘇美の未収金につきましては、平成28年度のはな阿蘇美の基本納付金の現在まで納付いただいております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） これは、額はいくらでしょうか。600万円だったですかね。額と、毎年請求書、毎年出しているかどうか、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 基本納付金283万円でございます。請求については、これまでちょっといこいの村の案件もあっておりましたので、ちょっと今、まだ請求をしていないという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 売り掛け関係とか、年に1回請求しないと請求権が消えると思うんですけども、そこら辺りは大丈夫ですか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 請求については、歳入繰り越しをしておりますので、請求権はあると思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 地域住民もあそこはどうなったと言われますので、今後も請求を続けていていただきたいと思います。何かあれば。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 頑張っていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 最後、また最初の振り出しに戻りますけれども、夢の湯の件で、もともと黒川地域に温泉がなくて、何十年も前から、昔の村議会のときから温泉を望んでずっと住民が来られました。熱い思いがあります。そして、一時期はいこいの村、夢の湯、阿蘇

の司、何箇所か入れるところが地元ではあったんですね。現状、いこいの村がなくなって、夢の湯が今の状態になっています。そのしわ寄せが、近所のホテルに行きまして、その数が余りにも多くなることでもって、地元に対する割引がなくなるといいますか、ホテルとしてはどうしても宿泊客が優先ですので、そこで地元のお客さんがわんさか来ることでもって、お客の苦情がかなり増えて、それで地元サービスを断念せざるを得ませんでしたということを知りました。そういった意味で、今度はいこいの村がない、夢の湯がない、司に行けないということになった方々が、今度はアゼリアにどっど行くようになったら、今度はアゼリアのことも考えんといけなくなりますので、そういったことも含めて、地域の方々が老後、温泉に入って楽しいなと言えるようなまちになるように、努力はされておるとおもいますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 8 番議員、谷崎利浩君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 2 時 10 分から再開したいと思います。

午後 2 時 00 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、12 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） お疲れさまです。12 番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、質問させていただきます。

野焼きも始まり、少しずつ春の足音が聞こえてまいりました。阿蘇ジオパークの再認定、二重峠トンネルが 2 月に貫通式を迎え、復興がより実感できるようになりました。本年は、ラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権等、多彩な国際スポーツ大会が県内外で開催され、翌年 2020 年度は東京オリンピックの開催をはじめ、国道 57 号北側復興ルート of 全線開通、阿蘇大橋の完成などを間近にし、人・ものの交流が広がり、観光にも関しても徐々に環境が整ってきました。まだまだ観光客は元に戻っておりません。来年に向けて、やっておかなければならないことがたくさんあると思います。昨年 3 月にも同じような質問をしました。1 年経った実態を知りたいので、市における観光振興の取り組みについてお尋ねいたします。

ここ 3 年の観光実態数、教えてください。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） お答えします。

過去 3 年といいますが、県の統計が平成 29 年度までしか今出ておりません。なので、平成 30 年は旅館組合調べでお答えさせていただきます。

震災前の平成 27 年の宿泊数は 71 万 1,000 人でした。震災の年が 49 万 5,000 人、これは復興割と作業員が相当泊まっております。それで 49 万 5,000 人。平成 29 年が空では国際便とかが出航をまた始めましたけれども 59 万 6,000 人、平成 30 年が恐らく 29 年と同数ぐらいになりやしないかと、60 万人ぐらいですね。ただ、外国人の宿泊が中身で伸びているということで、平成 30 年は恐らく 27 年の外国宿泊数と同等ぐらい、14 万人台に行きそうです。外国人の宿泊だけは、震災前に戻りつつあるということになります。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 昨年、質問したとき 49 万人ということを聞いていましたんでね。それでも工事関係者がまだ 20%を占めているということですよ。だから、この中で市として観光協会、旅館組合でしっかり対策ができているのかという形でご質問します。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 対策、この 1 年も 2019 年をにらんで教育旅行の取り組みをはじめ、合宿についても考えてきました。その代替えとしてですね。それと、一般的な誘致活動は、もう海外はタイから、今度米国しますね。他国も大分、台湾をはじめ、一番やったのは台湾です。なので、数字的にも台湾が韓国を抜いて外国人の今の宿泊数は 54%が台湾になっています。震災前は韓国でしたけれども、台湾が一番こういう震災とかからの戻りが早いということで、観光協会、阿蘇市、県はじめ、みんな一番台湾を取りに来ました。各ホテルとかも取りにいらして、今のところ熊本県の台湾のほとんどが阿蘇市に泊まっています。状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） あと、やはりいまきん食堂の人気は健在で、あの辺は結構お客さんが歩いています。あそこ場所、温泉地、内牧のまちづくりを今後どう考えるかということで、私は議員になったときは、あそこはまだコア跡は、また営業はしてないけど建ってありました。あとその建物が結局撤去されて、ああ、よかったなと、これからこの辺のところが急といいますかね、観光がよくなっていくんだなと思ったら、何か壊した後、跡地はそのままになっていたままで、廃墟の跡みたいでよくよく言われますよね、あそこところがですね。その辺のところを今後どういう形で対応されるか、聞きたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 温泉地、内牧のまちづくりという形になります。来年度につきましては、東京 2020 のオリンピック・パラリンピックの競技大会の開催もあります。トンネル開通も控えているという状況の中で、阿蘇市としまして外国人を含めた観光客という部分が増加してきていると。今、観光課長も申しましたように、宿泊者数が戻ってきているという状況の中で、現在、まちづくり課としましては、商工会を中心としまして阿蘇市全域でキャッシュレスができるように、キャッシュレスで買い物ができるような準備を進めていると。決済環境の利便性を上げることによって、キャッシュレスに対応できる商店街として全国に今後発信をしまして、阿蘇を訪れる目標の一つになればという形で考えている状況でございます。

また、いろいろ来訪者の方等の受け入れ、特に内牧の商店街の受入環境につきましては、現在、地元の内牧温泉街繁栄会という組織がございますので、そちらのほうと地元としてどういったまちづくりにしたいのか、それも含めて、今、協議を進めている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） コアラ跡地というんですかね、あの辺のところ、だからいまきんさんから観光客がぶらぶら歩けるような形で、結構歩いていることはあるけど何か目的感もなく、食堂の時間をもて遊んでいるだけという形で、やはり何かで整備できれば、あの辺で買い物をしたりできると思うんですよね。その辺、まちづくり課で考えていることはありますか。あの場所ですね。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今、お話のように、いまきんさんの待ち時間の間をお客様のほうが歩いて回っているという状況でございます。そういった部分も地元の商売の方たちとの話の中で、そういった受入体制の整備について何かできないかという話もしていますし、中に昭和の町っぽい通りもございますので、その辺の通りをどのような形でやっていくか。もう一つは、内牧の商店街、お客様歩いていますけれども、なかなか休憩する場所が非常に少ないというところもございますので、そういった休憩する場所等も地元の繁栄会のほうからはほしいというご意見も上がっていますので、そういった部分も含めて、地元の繁栄会とちょっと協議をしていきたいと考えています。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） やはり、今はいまきんのお客さんだけでしたよね。やはり宿泊者が歩けるようなまちづくりも必要だと思いますので、今後はその辺のところをしっかりとやっていていただきたいと思います。

あと、無料Wi-Fiの整備加速と、教育旅行の推進ということで、この2点を一括して答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） フリーWi-Fi、無料のWi-Fiのことから推進状況を話したいと思います。平成22年に阿蘇地域デザインセンターが阿蘇市で130箇所、これはもう事業所が主ですけれども、付けております。その後、熊本フリーWi-Fiの整備が行われまして、そこでは公共施設あたりの10件、それと観光課のほうで阿蘇駅あたりに付けているところです。やっぱり議員おっしゃるとおり、今から外国人の満足度を上げるには、フリーWi-Fiの整備はもう不可欠ということで、なぜならスマホ決裁、アプリ決裁にはもう必須となってきましたので、キャッシュレス化と同様に環境整備はしようと思っております。なので、一番は国・県も、このWi-Fi整備についての補助事業をたくさん出しております。随時、もう何年も前から商工会、観光協会の方たちにお知らせして、なるべく有利な補助事業がありますので整備してくださいということでお話をさせていただいております。まだまだ大きな観光地並とは言えませんが、宿泊施設も客室になるべくWi-Fi環境が整えるように、今のところ5、6件ですけれども、徐々に増えてはいますので、しっかり推

進を今後とも図っていきたいと思っております。

続きまして、教育旅行ですね、教育旅行は県の主催、阿蘇市主催で年間を通して招へい事業、旅行会社と学校の教員ですね、校長先生たちを招聘して現地を施設してもらって、夜はニーズ調査をするというのも今月も2件行います。年間何遍もあります。そういったことの中で、ニーズの中で、やはり体験学習が必要なんだと。それは、2020年から学習要領が変わるんですね。その中に、こうなっています。アクティブラーニングというのが必須になってくるんです。その内容は、課題の発見と解決に向けて主体的、郷土的に学ぶ学習、これを必ず取り入れることということなので、学校の先生たちもこれができる場所ということが、今一番の要になっております。それで、平成30年度、私どもは専用の冊子をつくったということでこの間言いましたけれども、阿蘇市の教育素材の冊子、これをにらんで対応したつくりになっております。これで、ずっと今、学校の先生に説明をしているところです。一番の平成30年の目玉は、やはり火山博物館に県の支援を受けて防災教育プログラム、これが完成しまして、平成30年から受け入れを開始したことです。今、28校入れて1,150人が火山博物館で学習をしております。そして、昨日ビジターセンターがオープンしました。あの中でもそういった体験学習も企画して実施されますし、何よりビジターセンター行っていただきますと、現代の子どもさん向けに勉強できるようになっておりますので、さらにあそこを拠点とした受入体制が整ったなとうれしく思っているところです。なので、こういったことを広く周知することが、それを徹底することが今は大事と思っておりますので、引き続き努力したいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） やはり教育旅行が阿蘇市の観光の目玉と思うんですね。また、前も言ったと思うんですけれども、大体旅行客のシェア、37%ぐらい占めているわけなんですよね、教育旅行が。だから私が一番教育旅行が入っているころ、こんな取り組みもありました。先日、山田小学校で小倉の虎舞見ました。あの最初に虎舞見たのは、私が阿蘇プリンスホテルやったときに、やはり教育旅行に来たときにあの虎舞が教育旅行の冒頭のところにあったんですよ。あれは取り組みとしては素晴らしいなと。その中で神楽とか虎舞とか、都内の学生さんが来たときに、そうして見て感動していたわけですね。子どもたちと地域の中で大人との融合といいますか、そういう取り組みを。だからああいうふうなことも一つのことと、感動するようなことだと思しますので、取り入れたらどうかなという形で思いますが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 土地に来ての歴史や郷土芸能を体験するということは、本当にいいことだと思います。虎舞をはじめ、波野の神楽も体験できるように今話をしたり、やすらぎ交流館でもそういった話をしていますので、しっかり検討させていただきます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 温泉、自然環境は整っています。しっかりとしたまちづくり、企画をお願いして、観光の発展のために、またよろしくどうぞお願いいたします。

続きまして、BCP策定進捗状況、また市内における民間企業に対しての推進をどのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。BCPが必要だということは理解したが、防災マニュアルとはどんな違いがあるのかと戸惑う方もいるかもしれません。確かにどちらも緊急事態発生時に適切な対応を行うための計画ではありますが、それぞれ目指す方向が異なります。防災マニュアルとは、災害発生時の初動や事前対策を定めるもの、住民の安全や資産の安全を最優先とする対策になります。一方、災害をはじめとする様々な緊急事態発生時の初動や事前対策を含め、人命や資産を保護する事業の継続、復旧を目指すのがBCP、防災マニュアルは、主に社内や拠点単位で考えられているのに対して、BCPのカバー範囲は前者よりも広く、取引先企業との関係まで視野に入れる必要があります。BCPを策定しなければいけないという法律や規定は今のところありません。それにも関わらず、現在BCPを策定する動きが活発になっている理由としては、以下のような背景が掲げられます。大規模災害の発生、予測困難なリスクの顕在化、地震、津波、台風といった大規模な災害や大規模テロ攻撃、感染症の蔓延、予想困難なリスクが増大している現代、特に自然災害の恐ろしさはここ数年で浮き彫りとなり、東日本大震災の発生を機に、災害対策の重要性を多くの人たちが再認識したことは言うまでもありません。

今回、平成31年度施政方針の中で、防災対策の要となる阿蘇市地域防災計画をはじめ、BCPなど各種防災対応マニュアルの見直し、修正を継続して行いますとありました。私は昨年の6月に質問した折には、各課と作業を進めてまいりますとの答弁でした。どこまで進んだのか、この先、どのような行程で進められるのか。また、民間会社への推進はどうするのか、ご答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

阿蘇市におきましては、BCP（事業継続計画）といたしまして、昨年の10月の末に阿蘇市の運営に関わるBCP計画という形で策定を終えさせていただいております。6月にご質問いただいた際には、各課のほうの業務の洗い出し、それからこの業務はいついつまでに執り行うことができるようになるのか、優先順位を付けてということで各課内を調査してまわって、10月末に、現段階ではこの部分がこの時期までに取り組むことができるという一連の流れを見定めまして、10月末に策定をさせていただいたところでございます。これにつきましては、冒頭の施政方針の中でも市長が申し上げましたように、いろんな事務の流れ、毎年、毎年変わってまいります。また、新年度になりましたら、それぞれの組織の中でも、こういった新たな事業も発生してくる部分もございます。新たな取り組み、また終えていく取り組み等もございますので、それらがどういった段階でできてくるのかということを適時、見直しを進めながら対応していきたいと思っております。

あともう1点、ご質問がありました、民間におきますその策定の状況ということでございますが、こちらのほうは国のレベルで調査を一昨年、平成29年に行われているところですが、まだこれが10%という状況で、熊本県としましても、阿蘇市としましても、市内でどれだけが進んでおるといふ数字は持ち合わせておりません。議員がおっしゃいますように、実際被

害が起こったときの対処、それも大事なんですけれども、じゃ自分の事業がどのタイミングで復活できるかということも必要になってくるのかなという部分がございますので、そういったところについては特に、企業さんの信用でありますとか、そういったところにも今後関わってくるのではないかと、そういった形がBCP計画策定がお宅の会社はできているんですかということでもって、契約の信用につながっていったりという部分もあるかと思います。国のほうでは、新たな計画の認定支援制度等、今国会において検討がなされておるということで聞いておりますので、熊本県のほうでの取り組み、そういったところと足並みを合わせながら推進のほうに足に向けていかなければならないなと思っているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 阿蘇地域においても、最近、小さな地震が多くあります。しっかりしたBCPの策定をお願いして、この質問を終わらせていただきます。

次に、新学習指導要領の2020年度からの全面実施を見据えた英語教育の取り組みについてお尋ねいたします。我が国の国際化が日々進展している中、これからの時代を担う子どもたちや外国の人々に対して恐れや偏見などを持たずに、同じ人間としてわかり合え、特には議論を励ましを送り合う。そのような環境を結び合えれば素晴らしいことだと思います。しかし、我が国は島国であり、一般的に、日常的に外国人と接する機会はまだまだ多いとは言えません。そんな中、30年以上前から総務省、外務省、文部科学省、一般財団法人自治体国際化協会の協力によってつくられてきたプロジェクトにジェットプログラムがあります。このプログラムは、世界各国にある大使館などの在来公館において、日本で英語を教える若者などを募集、面接し、旅費や給料、日本が補償した上で招聘する事業でした。現在では、54箇国から約5,500人の若者が日本全国で活躍しています。日本は1年間の期間ですが、最長5年間プログラムに参加することもできます。彼は日本の文化に触れ、ますます日本が好きになり、帰国後も様々な形で日本と母国との架け橋になっています。招聘する業種は、ALT外国語指導助手、CIR国際交流員、SEAスポーツ国際交流員の3種類ですが、そのほとんどはALTによる招聘です。このALT、外国語指導助手は、小学校教師や中・高等学校の英語教師とともに英語の授業に関わり指導を行うものですが、中には学校の諸活動にも積極的に参加し、子どもたちと日常的なふれあいを持つ場合があります。ご存知のとおり、小学校においては、新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えており、2019年度までに3、4年生の外国語活動、5、6年生の教科としての外国語が先行実施されています。そんな中、ネイティブスピーカーの発音を子どもたちに聞かせることは大変有効であり、阿蘇市の子どもたちが直接外国の人と触れ合う体験は、国際人を目指す意味においても貴重な教育になるのではないのでしょうか。なお、彼らを任用した市町村などの地方自治体は、その人数において国から普通交付金1人当たり約500万円が加算されます。しかも、近年は日本文化への感心の高まりによって応募する外国青年も多く、選抜により来日しますので自治体の必要人数は100%満たされ、その質には定評があると伺っております。

そこで提案ですが、本市の小中学校においても2020年度から新学習指導要領の全面実施を見据えた、また各学校でのいきいきとした国際教育の展開を期待する意味からも、このジェ

ットプログラムによるALTのさらなる任用を検討し、英語教育の充実を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問についてお答えをいたします。

まず、新学習指導要領でございますが、小学校の場合、平成30年度から移行期間としまして、高学年5、6年生になりますが、現行の外国語活動、年間で35時間でございますが、これにプラス15時間を平成31年度まで行い、平成32年度からの全面実施としまして外国語科70時間ということになります。また、中学年、3年生、4年生でございますが、今までなかったものが移行期間中15時間、それから平成32年度からの全面実施としまして35時間となります。阿蘇市におきましては、平成32年度からの全面実施を先取りする形としまして、平成30年度から5、6年生の外国語科70時間と3、4年生の外国語科活動35時間をもう既に実施をいたしているところでございます。平成32年度からの全面実施に向けまして、スムーズに移行できるよう、現在小学校に英語教員の加配1名、非常勤職員2名を配置いたしております。平成31年度も引き続き同様の体制で実施をすることといたしております。

それから中学校につきましては、現在、先ほど議員が言われましたようにALT3名を各中学校に1名ずつ配置をいたしております。外国語科の強化を図るということで、今後も3名での体制を継続し、さらなる充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） さっき言われた推進、ありがとうございます。例えば外国の観光客が集まるところでボランティアに行って実習を兼ねて子どもたちが外国人と触れ合うという、阿蘇のイメージも一段と話題を集めると思いますので、今後、しっかりとした子どもたちの英語教育をお願いして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、SNS相談事業窓口の設置ということについてお伺いいたします。住民の様々に対し、国や自治体、民間団体が相談窓口を設けています。こうした窓口は対面型か電話によるものが主流です。しかし、対面型では窓口に足を運ぶ必要があり、電話も他人に聞かれないように注意を払わなければなりません。このため、若者は敷居が高いのではないかと指摘されてきました。特に若者自殺者が増加傾向にあり、自殺防止やいじめに関する相談体制が急がれています。

そこで注目されているのはSNSの活用です。総務省の調査によると、10代から30代の連絡手段はSNSが圧倒的に多い。特にラインの利用率は8～9割を占める。そこで、相談事業を展開する複数の民間団体が共同でSNSの活用に関する協議会を設立するなど検討が進められてきました。公明党もSNSを活用した相談体制の構築を強く訴えてきました。きっかけとなったのは、党長野県本部の取り組みであります。若者自殺をテーマに2016年に実施したアンケート結果をもとに、翌平成17年2月、県に対しSNSを活用した自殺防止対策を要望、同年県が中高生を対象にラインを使ったいじめ・自殺対策を試験的に実施したところ、2週間の短期間に平成16年度の電話相談の2倍以上となる547件も相談が寄せられました。こうした成果を受け、党文部科学会を中心に全国的な取り組みとするよう政府に要請、平成

18年度予算にいじめ防止のための相談にSNSが活用される事業が盛り込まれました。平成18年は北海道、東京、大阪、兵庫県、名古屋市など、19都道府県、11市で実施されています。厚生労働省も平成18年から自殺防止対策としてSNSを活用した防止策を本格的に開始しました。同省から委託を受け、民間団体の専門家らが相談に乗っています。利用者からは相談内容を周囲に聞かれず、場所を選ぶ必要もないので便利だなど公表でございます。同省とも平成19年度予算にSNSの相談体制の充実に向けた費用を計上しているとあります。いじめや自殺防止以外にもSNSの相談事業は広がりを見せています。SNS相談窓口事業の設置についての市の考えをお聞かせください。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今の件についてお答えをいたします。

教育委員会としまして、いじめや自殺防止の観点から、児童生徒の相談窓口としまして、現在電話相談によるSOSダイヤル等の周知を子どもたちだけではなく、保護者にも行っているところでございます。加えまして、学校ごとに年複数回、無記名のいじめに対するアンケートを実施いたしております。ただ、ご質問がありましたように、SNSを活用した新たな相談窓口を開設する自治体が全国的に、議員がおっしゃられましたように大変広がってきているようでございます。文部科学省もSNSに対する補助制度を3分の1助成ということで実施をいたしておるようでございます。現在、全国的に実施されていますのは、都道府県が主体となりまして、県立高校生を対象とした事業のようでございますが、市町村でも児童生徒を対象として実施しているところが複数ございます。奈良市とか、青森市、千葉県の柏市などの大規模なところで、児童生徒数が5万人を超えるような大変大きな自治体のところでございますが、熊本県でも全国に先駆ける形で文科省の補助を受けまして、熊本県立高校の対応ということで、このSNSのアプリを導入して対応を既にやっております。そういったところをいろいろ現在県のほうと協議をさせて、内容を確認させていただいているところでございます。阿蘇市としまして、今後どういう対応が望ましいのか、教育課だけではなくて、いろいろ関係する部署でございますので、福祉課であったり、人権啓発課、ほけん課、そういったところの連携を図りながら、全国的な情報収集をするとともに、先ほど言いましたように国の動きを注視しながら、今後の子どもたちにとってよりよい教育環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 先日、3月13日の参議院予算委員会で、やはり私たちの公明党の神奈川県の参議院の佐々木さやかさんですかね、多くの子どもたちが利用しているSNSによるいじめ相談窓口の普及へ支援を求めたとありました。いじめ相談をめぐり、佐々木さんは昨年9月に神奈川県がラインを活用して試行的に実施した相談事業に言及しました。アンケートで、相談は役に立ったが86%、電話に比べて相談しやすかったが81%などの回答が寄せられたとあります。普段から使い慣れたSNSなら、より気軽に相談ができるので、早い段階で悩みをキャッチできるとSNSの有効性を力説しました。その上で、今年度は文部科学省の補助を受けて30自治体がSNSによる相談事業を行っているとして、来年度も自治体の

取り組みを国として支援し、より復旧をと強調しました。浮島とも子文部科学副大臣は、今年度に事業を実施した自治体に引き続き支援する。来年度は、新たに調査研究として、一つの民間団体が複数の自治体の拠点となって、広域的にSNS相談を行う取り組みを実施すると答弁しました。国においてもしっかりしたフォローがあるとありましたでしたが、最後に。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） いじめに関しましては、教育委員会としまして最も優先すべき重大な課題であると認識をいたしております。ないに越したことはないんですが、あった場合に早期に発見して、当該子どもにいかに寄り添うかということが重要であると考えております。今、議員がおっしゃられましたように、SNSを活用した導入したメリットというところは、各自治体に聞いてみますと、おっしゃられたとおり、非常に匿名性が高い、相談しやすいという利点もありますし、自治体によりましては電話よりはるかに相談件数が多い。その中でも、当該いじめられた子どもはもとより、いじめを見たとか、いじめを聞いたという第三者的な意見の相談もあるということで、大変有効な手立てではあると聞いております。教育委員会としましても、各学校と連携を図りながら、子どもたちにとって、阿蘇市の子どものためのよりよい教育環境なり、学校が楽しいと、そういった学校づくりに、当然学校と連携しながら、今後も努めてまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 最後の質問にまいります。所有者不明の土地についてお尋ねをいたします。この案件が平成 30 年度の税制改正において、土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置が新たに創設されましたが、それと同時に新設されることになった所有者不明土地特措法、参議院本会議で可決・成立をしました。この法のポイントは、公共性が認められれば、都道府県知事が最長 10 年間の使用権を設定できることや、自治体が公共工事を行うにあたり、所有者不明の土地の所有権を強制的に習得する収容手続きの簡素化が盛り込まれております。所有者不明の土地につきましては、地方からの人口流失に伴う不動産登記上の所有権が変更されず、所有者不明となる土地が増えています。その原因としては、相続人が名義変更、いわゆる相続登記を行わなかったり、都会に出た所有者が土地を放置し、周辺住民とのつながりも途切れ、そのため誰の土地かわからなくなったりすることが掲げられております。所有者不明の土地は荒廃が進み、憲法や民法では財産権や所有権が保障されているため、行政も含めて第三者は手を加えられず、所有者の同意が必要な公共事業を行う際に問題が生じるとも指摘されております。その結果、公共事業や災害復旧のための用地が確保できず、事業を中止したりルートを変更したりする事態が生じております。所有者不明土地が本格的に問題視されるようになったのは、東日本大震災がきっかけでした。震災により、多くの家や建物が津波や火事で焼失し、いざ復興となったときに誰のものかわからない、所有者不明土地が復興の妨げとなったのです。全国の所有者不明土地が 2016 年時点で 410 万 ha となっており、九州の 367.5 万 ha を超えています。さらに驚くことに、2040 年度には 740 万 ha にまでその面積が拡大し、ついには北海道の 780 万 ha を超える可能性も示唆されています。所有者不明土地が復興の妨げとなっただけでなく、整備できていない、土地が荒れ放題

になった結果、災害の危険さに伴っているといった問題も発生しています。さらにそれを理由に、地方の税収や地域活性化の弊害にもなっているという報告もありますので、決して他人事とは言えないのではないのでしょうか。もちろん、土地の所有者がわからなければ固定資産税の徴収が難しくなります。影響が出ているのは、災害復旧や地方税ではありません。農地を再編して規模拡大しようと思っても、耕作放棄地の所有がわからなければ整備は一向に進まず、調査の障害にもなっています。もとより、日本では土地の所有、利用状況を把握するための情報基盤が十分とは言えません。固定資産税、課税台帳の土台でもある不動産登記は、個人の財産を守ることが目的のために名義変更は当事者の任意であり、しかも相続登記には数十万円の費用がかかることが多く、価値の低い土地は所有者の死後、名義がそのままになりがちです。今後、現行制度の前に、相続登記が増えていけば、新設道路や農地集約などの土地利用を含め、まちづくり、環境保全、防災、さらに納税義務者の特定など、様々な面に影響が及ぶ可能性があります。

そこでこのような所有者不明の土地について、市の現状をお伺いします。

そして、本市の耕作放棄地や手入れのなされていない山林が多く見受けられますが、どのような状態か。

この2問を答弁いただきます。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

今年度、固定資産税の税額が発生している対象者のうち、いわゆる登記簿のみでは所有者の把握ができない土地、こういう土地、所有者不明の土地が数件ございます。内訳でございますが、個人が1件、法人が2件、合計3件ということで、これにおきましては公示送達により対応している状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 耕作放棄地の。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（園田達也君） 耕作放棄地に関しての質問が出ましたので、お答えいたします。

耕作放棄地は、8月、2月の年2回パトロールをしております。平成30年度の耕作放棄地の集計では、一の宮地区で10.9ha、阿蘇地区で13.3ha、波野地区で3.8ha、計の28ha、件数にして111件となっております。昨年より10.5haの増でございました。その中で、耕作放棄地の所有者に対しては、登記簿の住所地あてに今後の耕作について意向調査の文書を送ることしております。対策ではございますが、農業委員会では農地利用推進委員を中心に12人の班をつくり、相続の登記の促進など、耕作放棄地解消に取り組んでいきます。

なお、所有者不明の土地につきましては、耕作放棄地を解消していくため、ある一定の手続きの中で農地の貸し借りができるという法改正がなされております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 続きまして、市に直接影響する固定資産税の賦課及び徴収について

の見解と平成 29 年度における所有者不明による不納欠損処分の数、及びその額についてお問い合わせをいたします。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

固定資産税の賦課につきましては、原則、登記簿または課税台帳の所有者として登記または登録されている所有者に課税することになっております。バブル崩壊後、少子高齢化、後継者不足等により、土地に対する価値観が変化しておりまして、所有権移転登記がされずに放置されている現状が見受けられます。このことは、今後、相続人調査等、多くの時間と人員が必要となります。賦課をやっておりまして、徴収の部分でございますが、徴収につきましては、そのようになってきますと未納になってきます。ということで、地方税法によりますと、所在、それから滞納処分ができる財産がないと、両方ない場合については、滞納処分の執行停止ということが出来ます。平成 29 年度におきましては、不納欠損の状況でございますが、居所がわからない不明の土地でございます。これが 12 件の 39 万 4,295 円となっております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 時間のほうが来ましたもんですから、今日、参考資料を配っておりますが、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みという形で資料をお配りしました。

最後の質問は、ちょっと簡単にできればお願いしたいんですが。行政が公共事業や災害復興に必要な土地を確保する場合に、相続権を放棄された土地や所有者不明の土地はどうすれば利活用できるかと。あと 1 分しかありませんが。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（阿部節生君） お答えいたします。

元来、所有者不明登記につきましては、土地主要制度ですとか、財産管理制度、時効取得による制度がございましたが、今回の法律によりまして、この収容手続きの合理化とかがされておまして、ただしこれも事業認定をした土地について、一時裁定で期間が短縮されるというだけでございまして、もう一つこの 2 番目にあります地域福祉推進事業の創設ということで、知事の裁定によりまして 10 年間は利用ができるという制度が新たに創設されたものでございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 不法投棄は景観悪化などの問題を引き起こす要因になりますので、しっかりした対応をお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 12 番議員、森元秀一君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了いたします。

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題と

いたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りをいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

この後、追加議案がございますので、暫時休憩をいたします。準備のため、5 分ほど議席でお待ちください。

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事に入ります前に、私から注意事項を申し上げます。先日、行われました議案採決時におきまして、谷崎利浩君の反対討論の際、誤解を招きかねないと思われる発言がありました。議員各位においては、発言には十分ご留意いただきますようお願いいたします。

追加日程第 1 発議第 2 号 阿蘇市一の宮町地区の交番設置に関する意見書の提出について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 1、発議第 2 号「阿蘇市一の宮町地区の交番設置に関する意見書の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。ただ今、追加で提出されました発議第 2 号「阿蘇市一の宮町地区の交番設置に関する意見書の提出について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、発議第 2 号「阿蘇市一の宮町地区の交番設置に関する意見書の提出について」は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（石寄寛二君） それでは、ただ今お手元に配布されました発議第 2 号を見ていただきたいと思います。

阿蘇市議会議長、湯浅正司様。

提出者は、田中則次議員。賛成者は、藏原敏博議員、賛成者同じく森元秀一議員であります。

阿蘇市一の宮町地区の交番設置に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、阿蘇市議会会議規則第14条の第1項の規定により提出します。
意見書案については、次のとおりとなっております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

田中則次君。

○18番（田中則次君） 発議第2号、提出者の提出理由の説明を行います。

現在進められている阿蘇警察署の移転に伴い、移転後に一の宮地域から警察拠点がなくなることを受け、市民が安心して暮らせる地域社会の構築と維持を図るためにも、移転する警察署に代わる交番設置と、その後の跡地利用について、早急な対応を強く求めるものであります。

各議員におかれましては、趣旨賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（湯浅正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） これは、今提案されましたが、市長にちょっと質問していいですか。

○議長（湯浅正司君） 事務局のほうだめだそうです。議会の提案です。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発議第2号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、平成31年第2回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

着座のままでご挨拶申し上げます。

平成31年第2回阿蘇市議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。今期定例会は、

2月28日開会以来、本日まで19日間にわたり提案されました平成31年度予算をはじめ、諸議員について終始極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案の議決決定を見るにいたしましたことを議長として厚くお礼申し上げます。執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたりまして、各常任委員長報告をはじめ、今会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力をされますよう希望を申し上げる次第であります。

終わりにになりましたが、終始議会運営にご協力いただきました各議員並びに執行部各位のご協力に対し、心よりお礼を申し上げまして、閉会の言葉といたします。

なお、閉会後は執行部のほうより平成31年3月末日をもって退職されます課長並びに後任の職員のご紹介の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

これをもって、本定例会を閉会いたします。

午後3時06分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 30 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員